

外貨建保険について、より理解を深めるために

ぜひ、ご視聴ください

外貨建生命保険 なるほど動画



こちらからもご視聴いただけます

日本生命HP ▶ 金融機関窓口販売商品 ▶ なるほど動画

○特別勘定の最新の運用状況を日本生命のホームページでご確認いただけます。

※「定率のみタイプ」の場合、ご確認は不要です。

①右のQRコードをスマートフォン等のバーコードリーダーで読み取ってください。

QRコードがうまく読み取れない場合は、以下のURLからホームページにアクセスしてください。

https://www.nissay.co.jp/kojin/shohin/madohan/yumenopresent_b/

②開いたページで、確認したい通貨の をクリックしてください。

特別勘定の最新の運用状況をPDFファイルで確認できます。



※QRコードは
(株)デンソー
ウェーブの
商標です。

ご検討にあたっては、当書面と をあわせてご確認ください。

お申込みにあたっては、クーリング・オフ制度、お支払事由の詳細や制限事項等、

契約内容に関する重要な事項について記載している当書面と

ご契約のしおり一約款

特別勘定のしおり

を必ずご確認ください。

※「定率のみタイプ」の場合、 のご確認は不要です。

詳しくは、変額保険販売資格をもつ生命保険募集人までお気軽にご相談ください。

募集代理店からのお知らせ

生命保険契約の当金融機関でのお取扱いにあたって

- お客様へ生命保険のご提案を行うにあたり、当金融機関とお客様の取引きに関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客様へのコンサルティング上、必要な範囲において利用する場合があります。
- 当金融機関の取扱いで生命保険のご契約をいただいた場合、お客様の契約内容、契約申込書記載事項、その他知りえた情報を必要な範囲において当金融機関業務に利用する場合があります。

※情報の利用に際しては、事前にお客さまの同意をいただきます。

引受保険会社
日本生命保険相互会社

ニッセイダイレクト事務センター
0120-375-621 (通話料無料)
【受付時間】月～金曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)
ホームページ <https://www.nissay.co.jp>

募集代理店



夢のプレゼント2

ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険(米ドル建・豪ドル建)

<指定通貨建生存給付金付変額保険(無配当2019)>

ニッセイ指定通貨建生存給付金付特別定期保険(定率のみ型)(米ドル建・豪ドル建)

<指定通貨建生存給付金付変額保険(無配当2019)(特別定期保険(定率のみ型)とする特約付)>



ご契約前に必ずお読みください

契約締結前交付書面

(契約概要／
注意喚起情報)
兼
商品パンフレット

○「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

○特に、死亡保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。

なお、現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合は、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。



この商品は日本生命を引受保険会社とする生命保険です。

預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

特別勘定の運用実績、解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。



ご確認

元本割れに関する
ご案内はP.57を
ご確認ください。

■引受保険会社
NISSAY

日本生命保険相互会社

ご家族や資産に対する こんな「想い」 ございませんか？

いずれ引継ぐお金だから
今のうちにわたして
役に立ててもらいたい

子や孫の
喜ぶ顔がみたい！

将来の
相続に備えて
準備がしたい



その想いを叶える方法として
生前贈与があります。

生前贈与を活用することで

1 資産を有効に 役立てられます。

余裕資金を若い世代に
移転することで、
資産をより有効に活用できる
可能性があります。



2 相続税の負担を軽減できます。

相続税が課税されることが予想される場合に、生前贈与をしておくことで
相続財産を減らし、相続税の負担を軽減できる可能性があります。

生前贈与を10年間行った場合の効果

前提条件	贈与しない場合	子ども2人に10年間 毎年110万円ずつ 贈与した場合	子ども2人に10年間 毎年300万円ずつ 贈与した場合
<相続開始> 2015年1月1日以降 <法定相続人> 子ども2人 <相続財産> 3億円	相続財産 3億円	相続財産 2億7,800万円	相続財産 2億4,000万円
<税額計算について> ・相続税額は、相続人2人が法定相続分どおりに遺産を取得し、相続開始前3年以内の贈与がなく、税額控除の適用がないと仮定した場合のものです。 ・他の取得にかかる税金は考慮していません。	贈与税額 0万円 合計 6,920万円 6,920万円	贈与税額 6,040万円 相続税額 6,040万円 合計 6,040万円	贈与税額 380万円 相続税額 4,540万円 合計 4,920万円
	差額880万円	差額2,000万円	

→ 相続税と贈与税の「負担率」については、P.52をご確認ください。

スマートな贈与のプランを、次ページでご紹介します！

夢のプレゼント2で「スマート贈与」はじめませんか？

為替の動きが心配!?

夢のプレゼント2は、
生前贈与に活用できる
外貨建の保険です。

でも外貨だと、
円での受取額は変動してしまう
かもしれないね。

この保険には、
為替が変動しても、
円での受取額を一定額にすることをめざす
「調整するしくみ」が
あるんですよ。

そうなんだ。
どんな
しくみなの？

円で一定額を 大切な方に毎年「わたす」。

外貨の金利を活かしてふやしながら、価格変動に対応。

円で一定額を、毎年「わたす」ことをめざします。

※この保険は円で一定額を毎年わたすことをめざしますが、実際の受取額が設定いただいた目標額未満となる可能性があります。

調整のしくみがない場合



「夢のプレゼント2」のお受取りイメージ



生前贈与の手続きは面倒!?

通常の贈与では、毎年、
贈与契約書を作成することが大切です。

作成しておかないと
贈与と認められない場合が
あります。

それは
面倒だね。

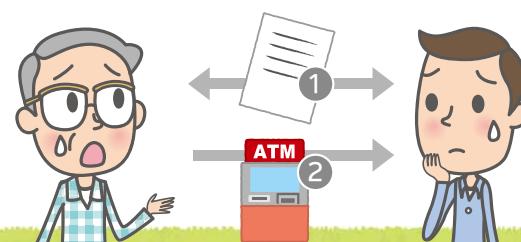
そんなお悩みに
ぴったりの方法が
ありますよ。
夢のプレゼント2を活用した、
名づけて「スマート贈与」!!

へえ、そんな便利な
方法があるんだ。
くわしく
聞かせて
もらえる？

スマート贈与で、生前贈与が簡単。

贈与者ご自身が贈与契約書をつくることなく、贈与を受ける方に、
日本生命が直接お支払い。贈与の手間が省けます。

一般的な生前贈与の手続き



「夢のプレゼント2」を活用した生前贈与



定率プラス運用タイプ



ポイント
1

生存給付金は、**毎年、円で、一定額のお支払い**をめざします。

- 「円」で受取る目標額(円建目標生存給付金額)を設定いただきます。

→ 詳細はP.53をご確認ください。

- 日本生命が、為替相場の価格変動に応じて、受取額が毎年一定となるように調整します。

→ 詳細はP.11をご確認ください。

※運用実績運動部分と定率部分を組合せ、円受取額を調整します。

※為替レートについてはP.31-32をご確認ください。

⚠ 実際の受取額が円で設定いただいた目標額未満となる可能性があります。

※運用実績運動部分と定率部分の比率は、ご契約時の定率部分の積立利率により決まります。
※運用成績によっては、運用実績運動部分が0になる可能性があります。

◎告知なし

入金通貨

3万米ドル以上

3万豪ドル以上

300万円以上

一時払保険料

(指定通貨)
[米ドル/豪ドル]
[今年から
わたらす場合]

定率部分

[今年から
わたらす場合]

積立金額

保険期間は、10年、15年、20年、30年(米ドルのみ)から選択いただけます。



- ご負担いただく費用があります。
- 為替・金利変動・運用実績運動部分の価格の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。

→ 詳細はP.37-40をご確認ください。

ポイント
2

受取総額は**一時払保険料と同額を外貨(指定通貨)で最低保証**します。

- 外貨(指定通貨)での最低保証に加え、円高時等の備えとして、運用実績運動部分で運用を行います。

⚠ 生存給付金は円でのお支払いとなります。円で受取った生存給付金を外貨で換算した金額と死亡保険金額の合計は一時払保険料を下回る可能性があります。

ポイント
3

生前贈与が簡単

- 請求書類の提出は生前贈与の1回目のみです。

※生存給付金受取人等を変更する場合はあらためてご提出いただきます。

※毎年の贈与契約書の作成は不要です。

- 日本生命が生存給付金受取人の口座にお振込みします。

→ 詳細はP.23-24をご確認ください。

*1 目標額に上乗せするのではなく、目標額に対して基本生存給付金額を円換算した金額が不足する場合に充当する金額を指します。

契約者(被保険者)が死亡した場合、契約は消滅し死亡保険金が支払われます。

→ 詳細はP.25をご確認ください。

上乗せ生存給付金額*1
運用実績運動部分からの
支払合計額

定率部分からの支払合計額*2

*2 「支払合計額」は指定通貨で一時払保険料と同額を保証

保険期間満了における定率部分からの支払合計額*2は、指定通貨で一時払保険料と同額が保証されますが、円では元本割れする可能性があります。

*2 「今年から」の場合、契約日生存給付金額を含みます。

※「今年から」と「来年から」で一時払保険料が同額の場合、「来年から」よりも「今年から」の方が基本生存給付金額が小さくなります。

満了時に目標額超過分がある場合には、超過分すべてを契約者にお支払いします。

※生存給付金の支払通貨は円のみです。

毎年、円で一定額を「わたらす」ことが期待できます。

契約日贈与特則が適用されます。

⚠ 実際の受取額が円で設定いただいた目標額未満となる可能性があります。 → P.11およびP.13-14とP.17,19をあわせてご確認ください。

※上記のイメージ図は、将来の生存給付金額等の推移をお約束するものではありません。

定率のみタイプ



ポイント
1

生存給付金は、毎年、円で、一定額のお支払いをめざします。

- 「円」で受取る目標額(円建目標生存給付金額)を設定いただきます。

詳細はP.53をご確認ください。

- 日本生命が、為替相場の価格変動に応じて、受取額が毎年一定となるように調整します。

詳細はP.12をご確認ください。

※定率部分だけで円受取額を調整します。

※為替レートについてはP.31-32をご確認ください。

実際の受取額が円で設定いただいた目標額未満となる可能性があります。

ポイント
2

受取総額は外貨(指定通貨)で必ず一時払保険料を上回ります。

- 定率部分だけで運用し、安定的にふやしながら、円受取額が一定になることをめざします。

生存給付金は円でのお支払いとなります。円で受取った生存給付金を外貨で換算した金額と死亡保険金額の合計は一時払保険料を下回る可能性があります。

ポイント
3

生前贈与が簡単

- 請求書類の提出は生前贈与の1回目のみです。

※生存給付金受取人等を変更する場合はあらためてご提出いただきます。

※毎年の贈与契約書の作成は不要です。

- 日本生命が生存給付金受取人の口座にお振込みします。

詳細はP.23-24をご確認ください。

契約者(被保険者)が死亡した場合、契約は消滅し死亡保険金が支払われます。

詳細はP.25をご確認ください。

〈イメージ図〉 *1 運用実績連動部分を0として、一時払保険料をすべて定率部分として運用します。

◎告知なし

入金通貨
3万米ドル以上
3万豪ドル以上
300万円以上

一時払保険料
(指定通貨)
今年から わたす場合

定率部分

*1
今年から
わたす場合

積立金額

定率部分からの支払合計額^{*2}

必
ず
一時
払
保
険
料
を
上
回
り
ま
す

*2
「支
払
合
計
額
」は
指
定
通
貨
で
一
時
払
保
険
料
以
上
と
な
り
ま
す
が
、
円
で
は
元
本
割
れ
す
可
能
性
が
あ
り
ま
す

保険期間満了時に
おける定率部分か
らの支払合計額^{*2}
は、指定通貨で一時
払保険料以上とな
りますが、円では元
本割れする可能
性があります。

保険期間は、5年、10年、15年、20年、30年(米ドルのみ)から選択いただけます。



毎年、円で一定額を「わたす」ことが期待できます。



- ご負担いただく費用があります。
- 為替・金利の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。

詳細はP.37-40をご確認ください。

※上記のイメージ図は、将来の生存給付金額等の推移をお約束するものではありません。

実際の受取額が円で設定いただいた目標額未満となる可能性があります。 P.12およびP.15-16とP.18、20をあわせてご確認ください。

*2「今年から」の場合、契約日生存給付金額を含みます。

*「今年から」と「来年から」で一時払保険料が同額の場合、「来年から」よりも「今年から」の方が基本生存給付金額が小さくなります。

満了時に目標額超過分がある場合には、超過分すべてを契約者にお支払いします。

※生存給付金の支払通貨は円のみです。

用語の
ご説明

※「夢のプレゼント2」では、一時払保険料は基本保険金額と同額となります。(入金通貨と指定通貨が異なる場合、払込金額を指定通貨に換算して基本保険金額を定め、同額の一時払保険料の払込みがあったものとして取扱います。)このため、一部の記載について「基本保険金額」を「一時払保険料」と記載しています。

※当冊子では、「契約日生存給付金に関する特則」を「契約日贈与特則」と記載しています。

※契約日贈与特則を適用した場合に、契約日における被保険者の生存により支払われる生存給付金を「契約日生存給付金」と記載しています。

※「定率のみタイプ」の場合、「基本生存給付金額」とは基本保険金額を保険期間および積立利率によって増加させた金額を生存給付金支払回数で除する算式によって計算された金額をいいます。

運用実績連動部分と定率部分を組合せて運用する「定率プラス運用タイプ」もあります。
詳細はP.5-6をご確認ください。

円で一定額に調整するしくみはP.12

定率プラス運用タイプ



定率のみタイプ



贈与の開始時期をお選びいただけます。

今年から わたす

贈与するなら
すぐにでも
わたしたいな

契約日・契約応当日・保険期間満了時に受取り
(たとえば、保険期間10年なら**11回**)



来年から わたす

今年はもう
贈与したから
来年からでいいな

契約応当日・保険期間満了時に受取り
(たとえば、保険期間10年なら**10回**)

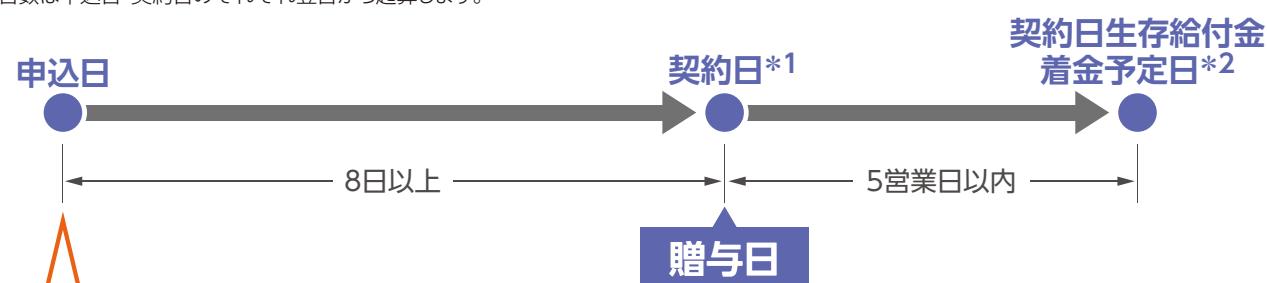


契約日生存給付金 お申込みした年の贈与 とするために…

定率プラス運用タイプ

一般的な流れ(申込時に不備のない「生存給付金支払請求書」をご提出いただいた場合)

※日数は申込日・契約日のそれぞれ翌日から起算します。



余裕を持ってお申込み・お払込みください。

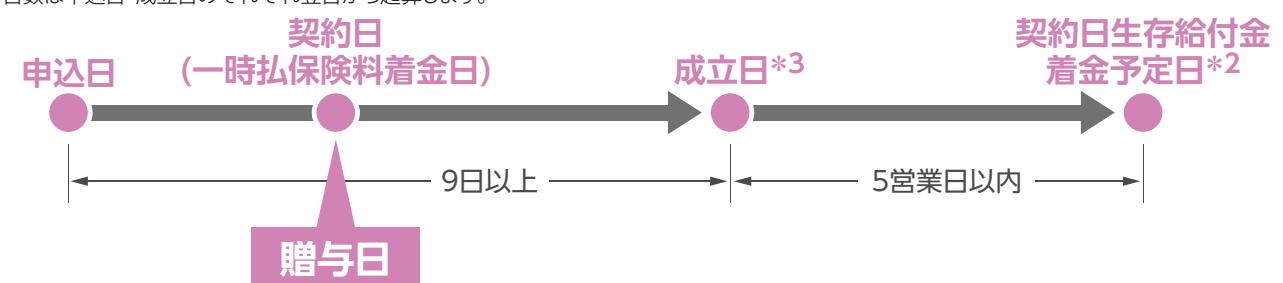
12月24日以降にお申込みをすると、贈与日が翌年となります。

ただし、12月23日以前にお申込みをした場合であっても、一時払保険料のお払込みのタイミング等によっては、贈与日が翌年となってしまう可能性があります。

定率のみタイプ

一般的な流れ(申込時に不備のない「生存給付金支払請求書」をご提出いただいた場合)

※日数は申込日・成立日のそれぞれ翌日から起算します。



ご希望どおりに
今年からお渡し
年末のお申
込みに注意

いただくために
込みに注意

今年中にお払込みください。

一時払保険料の着金日が贈与日となります。

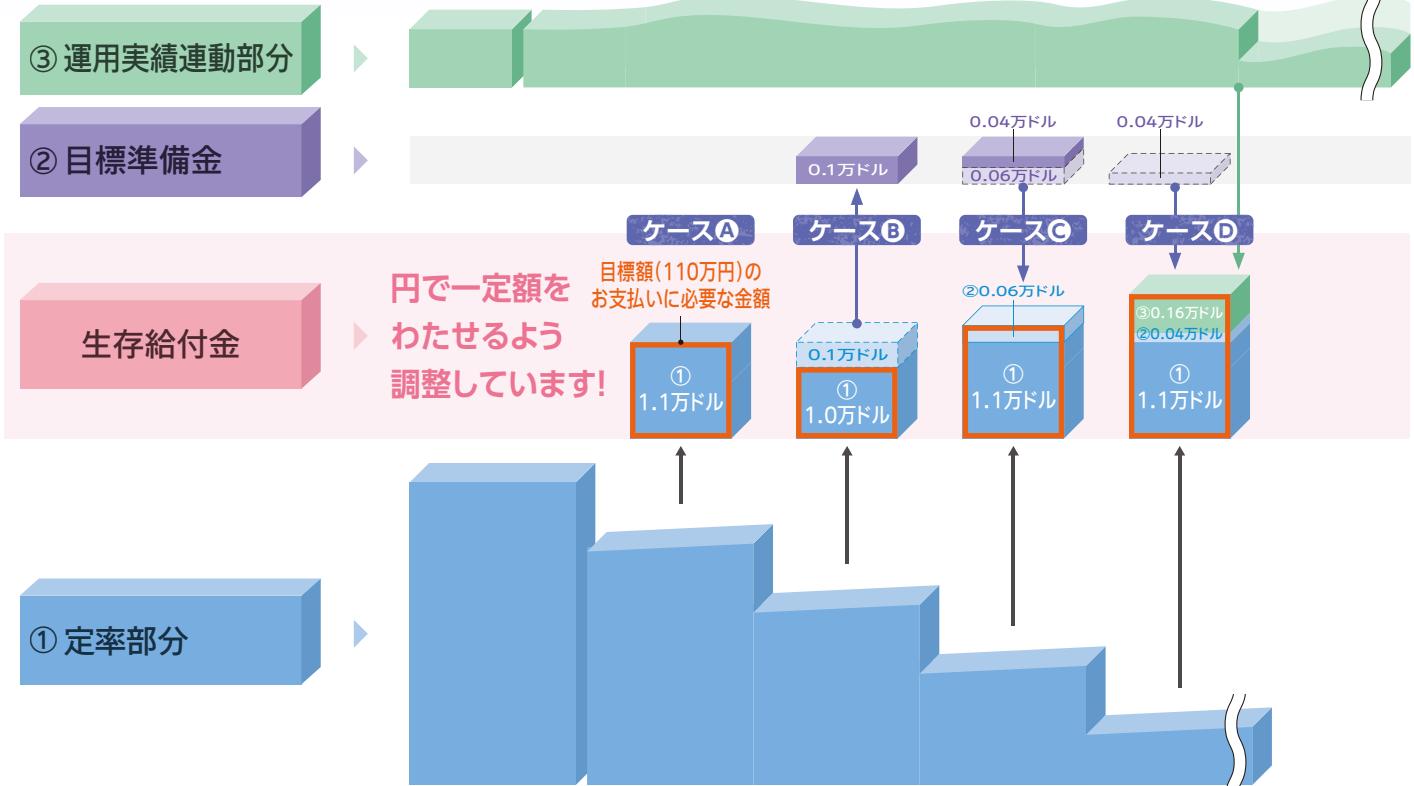
*1 詳細はP.41をご確認ください。 *2 申込後に不備のない「生存給付金支払請求書」をご提出いただいた場合、契約日と請求書類が当社に到着した日のいずれか遅い日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。

*3 契約締結時に送付される保険証券に記載の証券作成日と同日となります。

円で一定額となるように調整するしくみ

定率プラス運用タイプ

〈イメージ図〉



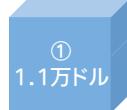
調整するしくみ(イメージ) 基本生存給付金額が1.1万ドルの前提で計算しています。(目標額は110万円の場合)

ケースA

毎年の基本生存給付金額が確定します。

〈ご契約時〉
1ドル=100円

基本生存給付金額



ケースB

目標額のお支払いに必要な基本生存給付金額を支払い、余った分を目標準備金として繰越します。

〈支払時(円安)〉
1ドル=110円



ケースC

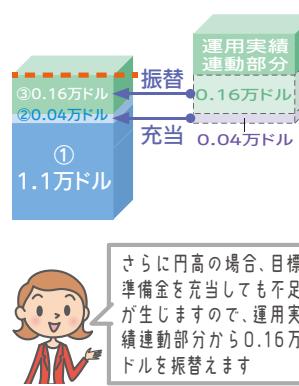
基本生存給付金額では足りない分を、目標準備金から充当します。

〈支払時(円高)〉
1ドル=95円

ケースD

充当しても目標額に未達の場合、運用実績運動部分の積立金から振替えます。(運用実績運動部分からの振替金額が不足する場合は、円受取の目標額に到達しません。)

〈支払時(さらに円高)〉
1ドル=85円



定率のみタイプ

〈イメージ図〉

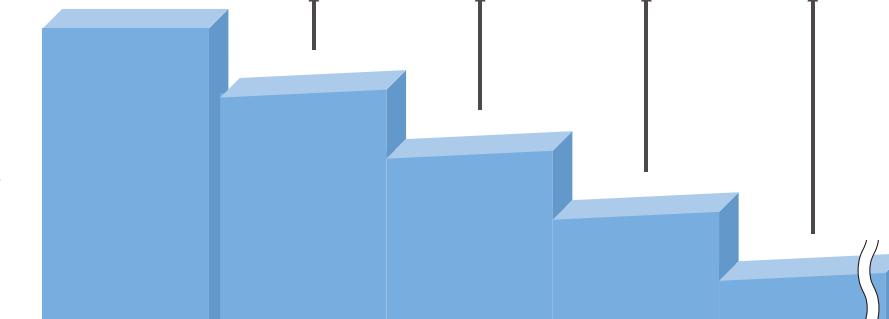
② 目標準備金

生存給付金

▶ 円で一定額を
わたせるよう
調整しています!

目標額(110万円)の
お支払いに必要な金額

① 定率部分



調整するしくみ(イメージ) 基本生存給付金額が1.1万ドルの前提で計算しています。(目標額は110万円の場合)

ケースA

毎年の基本生存給付金額が確定します。

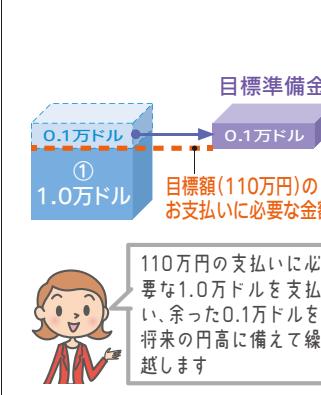
〈ご契約時〉
1ドル=100円



ケースB

目標額のお支払いに必要な基本生存給付金額を支払い、余った分を目標準備金として繰越します。

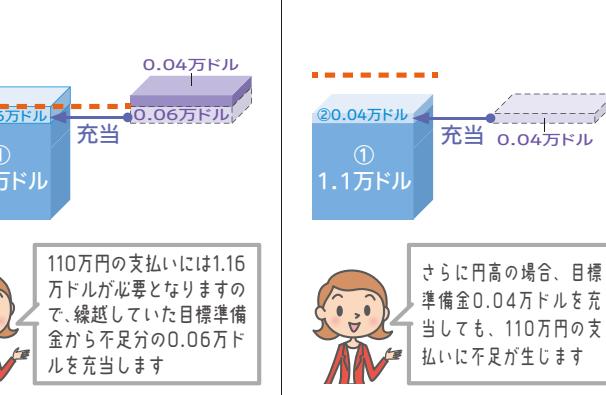
〈支払時(円安)〉
1ドル=110円



ケースC

基本生存給付金額では足りない分を、目標準備金から充当します。

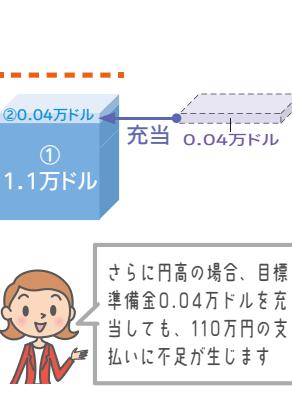
〈支払時(円高)〉
1ドル=95円



ケースD

為替の状況や目標準備金の額によっては、充当しても目標額に到達しません。

〈支払時(さらに円高)〉
1ドル=85円



*目標準備金は積立利率とは異なる「所定の利率」で運用されます。
この利率は金利水準等により変動します。

※契約日生存給付金については、
運用実績運動部分からの「振替」は行われません。

➡ 円受取の目標額の設定可能範囲はP.53をご確認ください。

*目標準備金は積立利率とは異なる「所定の利率」で運用されます。
この利率は金利水準等により変動します。

➡ 円受取の目標額の設定可能範囲はP.53をご確認ください。

定率プラス運用 タイプ

生存給付金の 受取額例

前提 条件

- 保険期間:10年
- 基本保険金額の配分比率:①②[定率部分:11.5万米ドル/運用実績連動部分:0.6万米ドル]、③④[定率部分:10.4万米ドル/運用実績連動部分:0.6万米ドル]

- 積立利率:1.00%
- 基本生存給付金額:1.1万米ドル
- 運用実績連動部分の運用成果:①③は毎年+5%、②④は毎年-5%

円受取の目標額は、設定可能範囲の中で自由に決められ、また、保険期間の途中で変更することもできます。

➡ 円受取の目標額の設定可能範囲はP.53をご確認ください。



- ご負担いただく費用があります。
- 為替・金利・運用実績連動部分の価格の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。

➡ 詳細はP.37-40をご確認ください。

贈与税の基礎控除(毎年110万円)を活用するため、円受取の目標額を110万円とするケース

例①

今年から 一時払保険料12.1万米ドル(円込み1,210万円)/11回受取り



例②

例①について円受取の目標額未満となる例



例③

来年から 一時払保険料11万米ドル(円込み1,100万円)/10回受取り

例①と
同じレート



例④

例③について円受取の目標額未満となる例

例②と
同じレート

例②

例②について円受取の目標額未満となる例



ご注意

「保険期間が短い」「円受取の目標額が高い」「保険期間中に円高に推移」の場合、毎年(1回目含む)の受取額が円で設定した目標額未満となる、または元本割れする可能性が高まります。

ご注意

定率のみ タイプ



生存給付金の 受取額例

円受取の目標額は、設定可能範囲の中で自由に決められ、また、保険期間の途中で変更することもできます。

➡ 円受取の目標額の設定可能範囲はP.53をご確認ください。

- ご負担いただく費用があります。
- 為替・金利の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。



ご注意

➡ 詳細はP.37-40をご確認ください。

前提条件

- 保険期間:10年
- 基本保険金額の配分比率:①②[定率部分:12.1万米ドル/運用実績連動部分:0万米ドル]、③④[定率部分:11万米ドル/運用実績連動部分:0万米ドル]

- 積立利率:1.00%
- 基本生存給付金額:①②1.155万米ドル、③④1.161万米ドル
- 円入金特約を付加

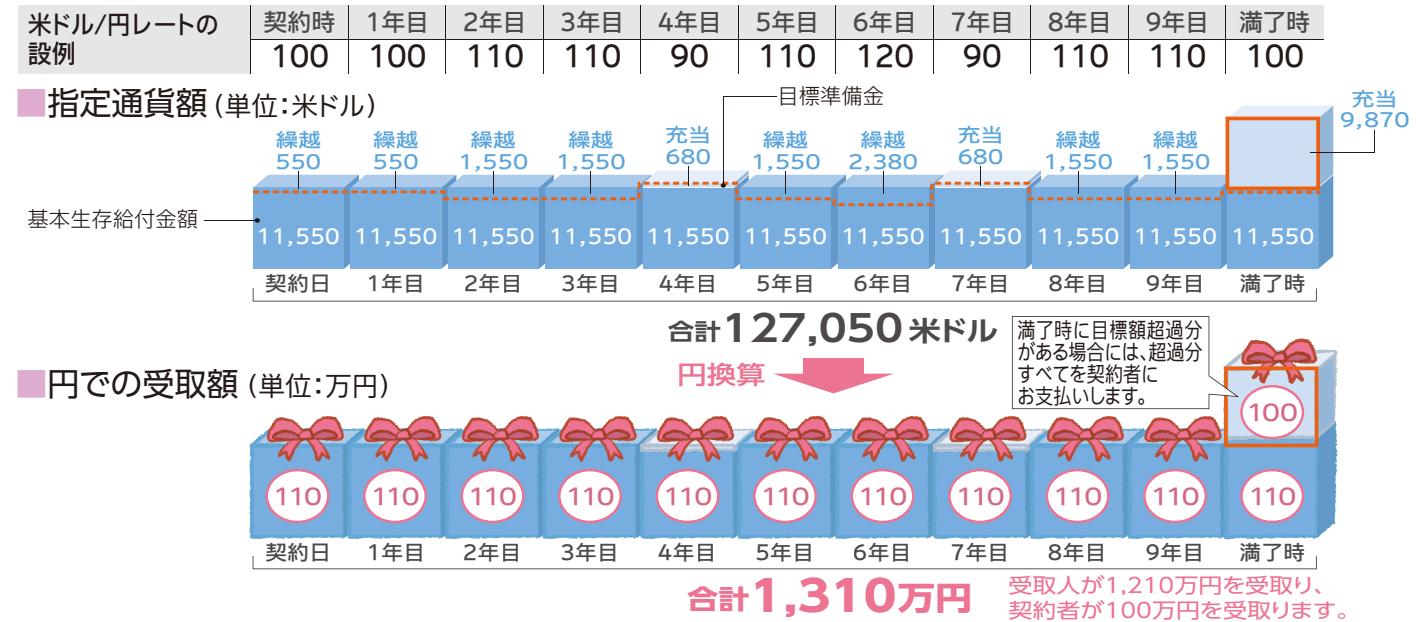
- 目標準備金の利息は省略
- 被保険者は保険期間満了時まで生存

※記載の数値は所定の方式で端数処理を実施

当シミュレーションは、一定の条件を定めて試算したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。
詳しくは提案書をご確認ください。

贈与税の基礎控除(毎年110万円)を活用するため、円受取の目標額を110万円とするケース

例① 今年から 一時払保険料12.1万米ドル(円込み1,210万円)/11回受取り



例③ 来年から 一時払保険料11万米ドル(円込み1,100万円)/10回受取り 例①と同じレート



例② 例①について円受取の目標額未満となる例



例④ 例③について円受取の目標額未満となる例



アフターサービス



「保険期間が短い」「円受取の目標額が高い」「保険期間中に円高に推移」の場合、毎年(1回目含む)の受取額が円で設定した目標額未満となる、または元本割れする可能性が高まります。

受取額 シミュレーション

過去の実際の市場環境にもとづき、受取額を計算しました。

(今年から)は運用開始前にお支払いする契約日生存給付金を除いています。)

※前提条件により、「今年から」と「来年から」で結果が異なる場合もあります。



米ドル

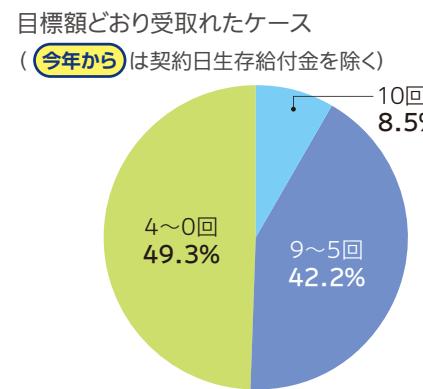
当シミュレーションは、以下の各月末から運用開始し、各保険期間運用したと仮定して作成
 ① 保険期間10年：1999年12月末～2010年7月末
 ② 保険期間15年：1994年12月末～2005年7月末

定率プラス運用タイプ

1 今年から 保険期間10年／円払込金額1,210万円／目標額110万円／11回受取り

来年から 保険期間10年／円払込金額1,100万円／目標額110万円／10回受取り

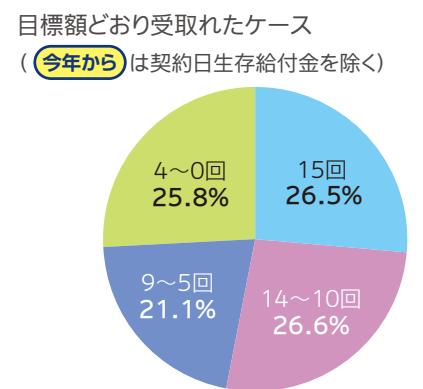
10年間の総受取額が 1,100万円*1を超過したケース	128ケース中33ケース
割合	25.7%
毎年目標額どおり受取れたケース (10回すべての受取額が目標額どおり)	128ケース中11ケース
割合	8.5%



2 今年から 保険期間15年／円払込金額1,760万円／目標額110万円／16回受取り

来年から 保険期間15年／円払込金額1,650万円／目標額110万円／15回受取り

15年間の総受取額が 1,650万円*2を超過したケース	128ケース中38ケース
割合	29.6%
毎年目標額どおり受取れたケース (15回すべての受取額が目標額どおり)	128ケース中34ケース
割合	26.5%



前提
条件

- ケース数: ① ② 128
- 積立利率*3: ① 0.19% ② 0.13%
- 運用実績運動部分への配分比率*3: ① ② 1.0%
- 定率部分への配分比率*3: ① ② 99.0%

*3 金利環境等により、販売停止期間があった場合は、ご契約があつたとみなし、販売可能な最低積立利率をもとに計算しています。

● 為替レート: 契約時 TTM+50銭／支払時 TTM-50銭

- 各ポートフォリオの投資割合: 2020年7月時点(全ケース固定)
- 費用: 保険契約関係費・資産運用関係費を控除後、受取時の課税前
- 円入金特約を付加
- 目標準備金の利息は省略
- 被保険者は保険期間満了時まで生存
- ※記載の数値は所定の方式で端数処理を実施

前提
条件

- ケース数: ① ② 128
- 積立利率*3: ① ② 0.01%
- *3 金利環境等により、販売停止期間があった場合は、ご契約があつたとみなし、販売可能な最低積立利率をもとに計算しています。
- 運用実績運動部分への配分比率: ① ② 0.0%
- 定率部分への配分比率: ① ② 100.0%
- 為替レート: 契約時 TTM+50銭／支払時 TTM-50銭

- 費用: 受取時の課税前
- 円入金特約を付加
- 目標準備金の利息は省略
- 被保険者は保険期間満了時まで生存

※記載の数値は所定の方式で端数処理を実施

ご確認にあたってのご留意点 → シミュレーションに使用したデータは P.49-50をご確認ください。

■当シミュレーションは、この保険の特別勘定の運用戦略にもとづいて、過去の一定期間運用したものと仮定し、その結果を事後的に検証したものであり、実際の運用成果を表したものではありません。

また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
■当シミュレーションは、BNPパリバ証券株式会社からのデータをもとに、日本生命が作成しております。

■BNPパリバ証券株式会社は、当資料に掲載しているデータの正確性について保証するものではなく、また、当データを用いたいかなるシミュレーションに対しても一切責任を負うものではありません。

■日本生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。



「保険期間が短い」「円受取の目標額が高い」「保険期間中に円高に推移」の場合、毎年(1回目含む)の受取額が円で設定した目標額未満となる、または元本割れする可能性が高まります。

受取額 シミュレーション

過去の実際の市場環境にもとづき、受取額を計算しました。

(今年から)は運用開始前にお支払いする契約日生存給付金を除いています。)

※前提条件により、「今年から」と「来年から」で結果が異なる場合もあります。



豪ドル

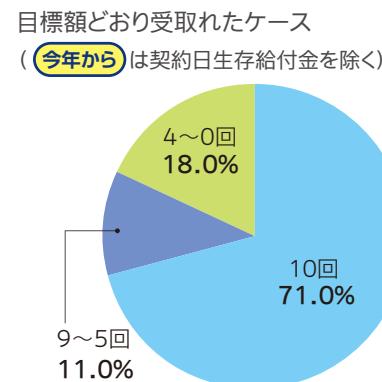
当シミュレーションは、以下の各月末から運用開始し、各保険期間運用したと仮定して作成
 ① 保険期間10年：1999年12月末～2010年7月末
 ② 保険期間15年：1994年12月末～2005年7月末

定率プラス運用タイプ

1 今年から 保険期間10年／円払込金額1,210万円／目標額110万円／11回受取り

来年から 保険期間10年／円払込金額1,100万円／目標額110万円／10回受取り

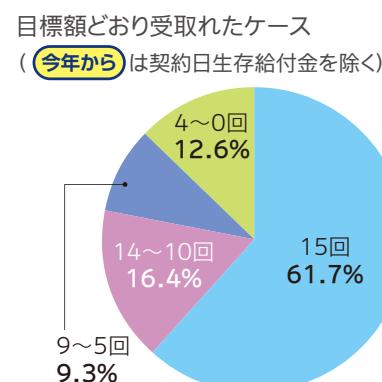
10年間の総受取額が 1,100万円*1を超過したケース	128ケース中95ケース
割合	74.2%
毎年目標額どおり受取れたケース (10回すべての受取額が目標額どおり)	128ケース中91ケース
割合	71.0%



2 今年から 保険期間15年／円払込金額1,760万円／目標額110万円／16回受取り

来年から 保険期間15年／円払込金額1,650万円／目標額110万円／15回受取り

15年間の総受取額が 1,650万円*2を超過したケース	128ケース中95ケース
割合	74.2%
毎年目標額どおり受取れたケース (15回すべての受取額が目標額どおり)	128ケース中79ケース
割合	61.7%



前提
条件

- ケース数: ① ② 128
- 積立利率*3: ① 0.19% ② 0.13%
- 運用実績運動部分への配分比率*3: ① ② 1.0%
- 定率部分への配分比率*3: ① ② 99.0%
- *3 金利環境等により、販売停止期間があった場合は、ご契約があつたとみなし、販売可能な最低積立利率をもとに計算しています。
- 為替レート: 契約時 TTM+50銭／支払時 TTM-50銭

- 各ポートフォリオの投資割合: 2020年7月時点(全ケース固定)
- 費用: 保険契約関係費・資産運用関係費を控除後、受取時の課税前
- 円入金特約を付加
- 目標準備金の利息は省略
- 被保険者は保険期間満了時まで生存
- ※記載の数値は所定の方式で端数処理を実施

前提
条件

- ケース数: ① ② 128
- 積立利率*3: ① ② 0.01%
- *3 金利環境等により、販売停止期間があった場合は、ご契約があつたとみなし、販売可能な最低積立利率をもとに計算しています。
- 運用実績運動部分への配分比率: ① ② 0.0%
- 定率部分への配分比率: ① ② 100.0%
- 為替レート: 契約時 TTM+50銭／支払時 TTM-50銭

- 費用: 受取時の課税前
- 円入金特約を付加
- 目標準備金の利息は省略
- 被保険者は保険期間満了時まで生存
- ※記載の数値は所定の方式で端数処理を実施

ご確認にあたってのご留意点

➡ シミュレーションに使用したデータは P.49-50 をご確認ください。

■当シミュレーションは、この保険の特別勘定の運用戦略にもとづいて、過去の一定期間運用したものと仮定し、その結果を事後的に検証したものであり、実際の運用成果を表したものではありません。

また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
■当シミュレーションは、BNPパリバ証券株式会社からのデータをもとに、日本生命が作成しております。

■BNPパリバ証券株式会社は、当資料に掲載しているデータの正確性について保証するものではなく、また、当データを用いたいかなるシミュレーションに対しても一切責任を負うものではありません。

■日本生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。



「保険期間が短い」「円受取の目標額が高い」「保険期間中に円高に推移」の場合、毎年(1回目含む)の受取額が円で設定した目標額未満となる、または元本割れする可能性が高まります。

運用実績連動部分のしくみ

～各ポートフォリオへの配分切替ルールおよびトレンドの計測について～

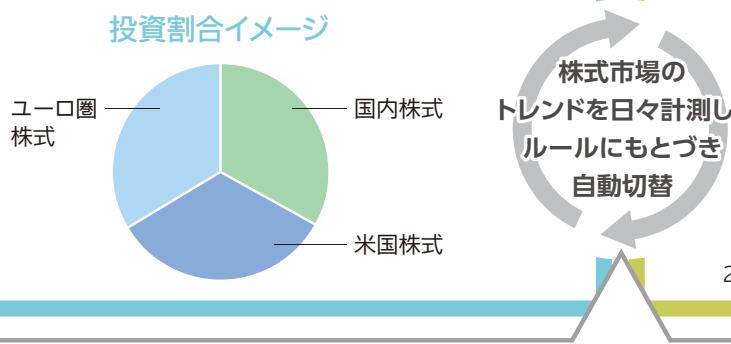
2つのポートフォリオへの配分を、
株式市場の動向に応じて機動的に切替えます。



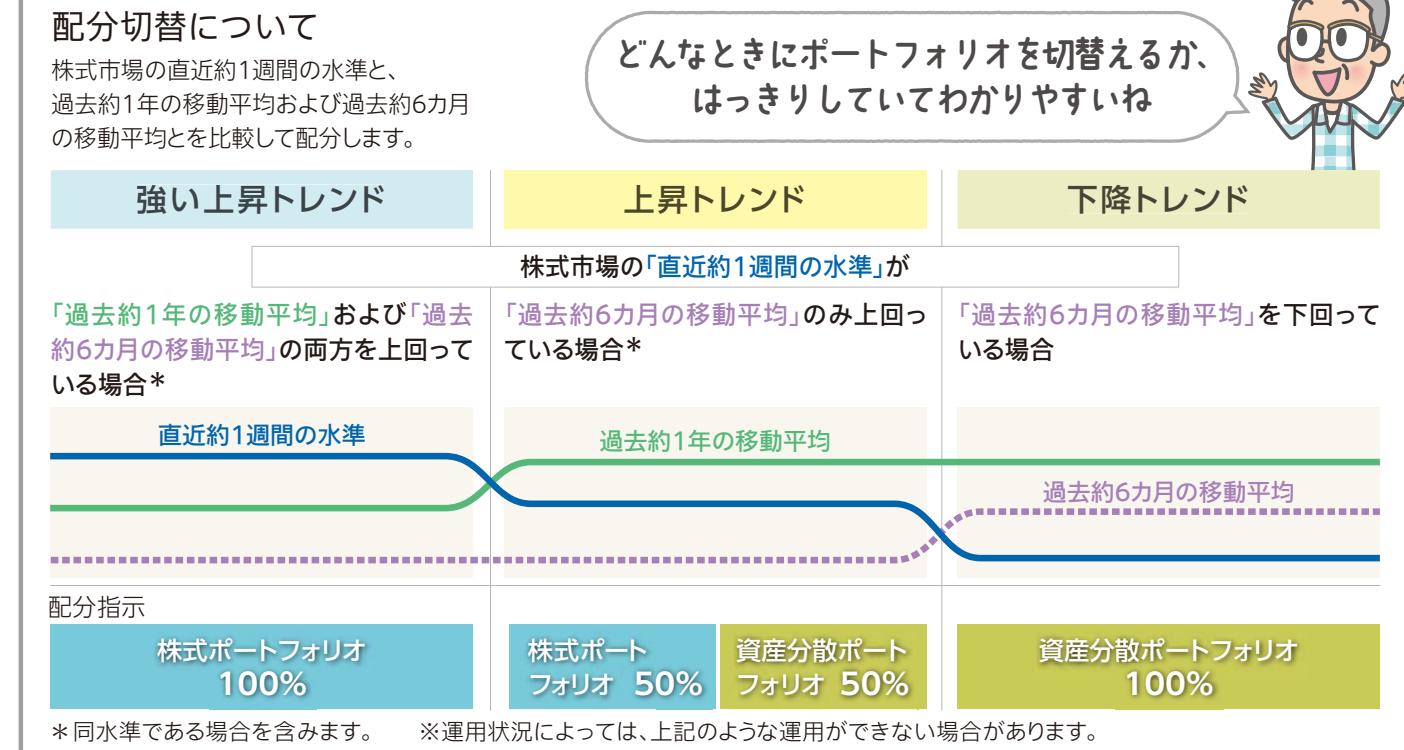
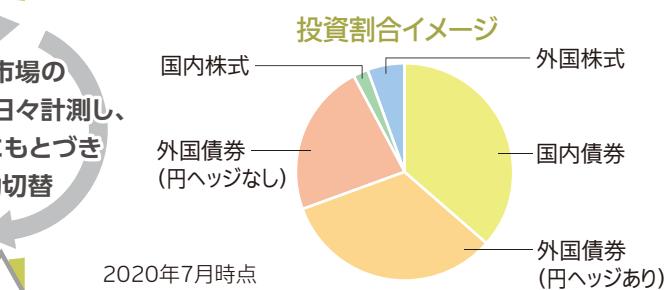
- ポートフォリオ—安全性や収益性を考えた、分散投資の組合せのことです。
- ボラティリティ—資産価格の変動性のことで、数値が高いほど価格の変動幅は大きくなります。
- レバレッジ取引—レバレッジとは梃子(てこ)を意味し、少額の資金で大きな収益の獲得をめざす取引手法のことです。



- 国内、米国、ユーロ圏の株式にそれぞれ3分の1ずつ投資し、積極的に収益の獲得をめざすポートフォリオです。
-ボラティリティ上限は年率45%程度
※ボラティリティを調整する手段として、レバレッジをかけますが、レバレッジの上限は最大約3倍と定めています。
- 各資産への投資割合は固定となります。



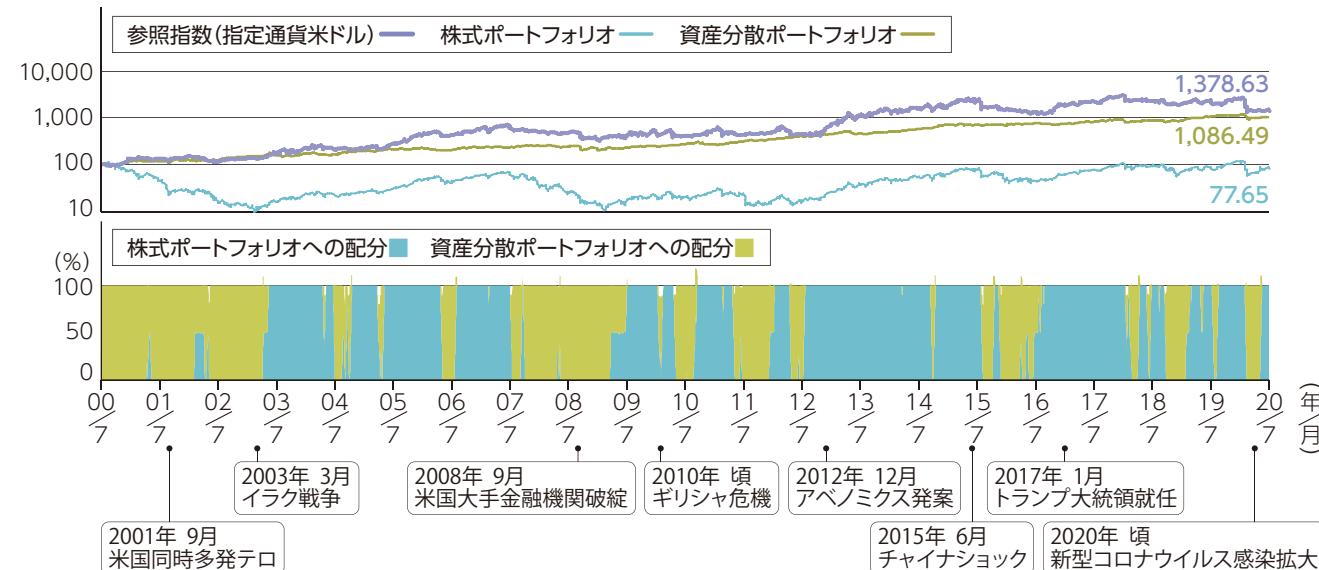
- リスクの性格がそれぞれ異なる資産に分散投資するポートフォリオです。
-ボラティリティ上限は年率20%程度
※ボラティリティを調整する手段として、レバレッジをかけますが、レバレッジの上限は最大約5倍と定めています。
- 各資産への投資割合は原則月1回見直します。
-安定運用ノウハウのある、ニッセイアセットマネジメント株式会社による投資助言を反映



参照指数の推移イメージと各ポートフォリオへの配分切替の推移イメージ

2000年7月末を100として2020年7月末まで運用したと仮定

- 「過去の各ポートフォリオの推移」と左記の「配分切替ルールにもとづく配分割合の推移」を示しています。(レバレッジ取引を利用)
- 参照指数は左記ルールにもとづき各ポートフォリオへの配分切替を行い運用した場合の推移を示した指数です。
- 運用実績連動部分では、この参照指数の動きに概ね連動した収益の獲得をめざします。

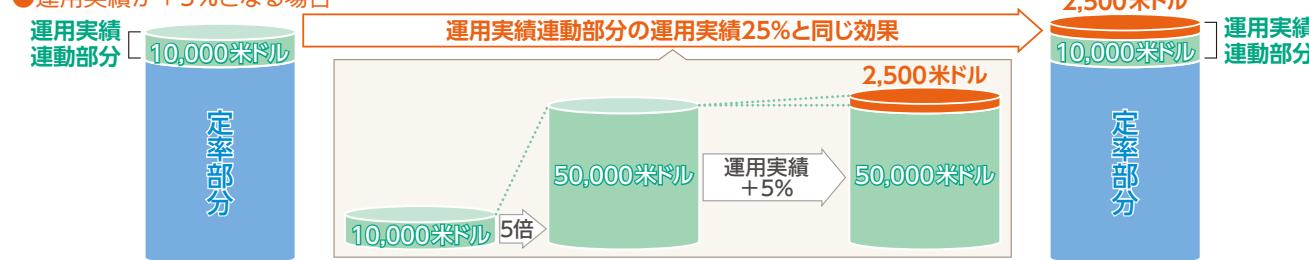


※配分切替ルールにもとづき運用した結果、必ず収益を最大化・損失を最小化できるものではありません。
※本データは過去の参考指数を用いたシミュレーションであり、実際の運用効果を表したものではありません。

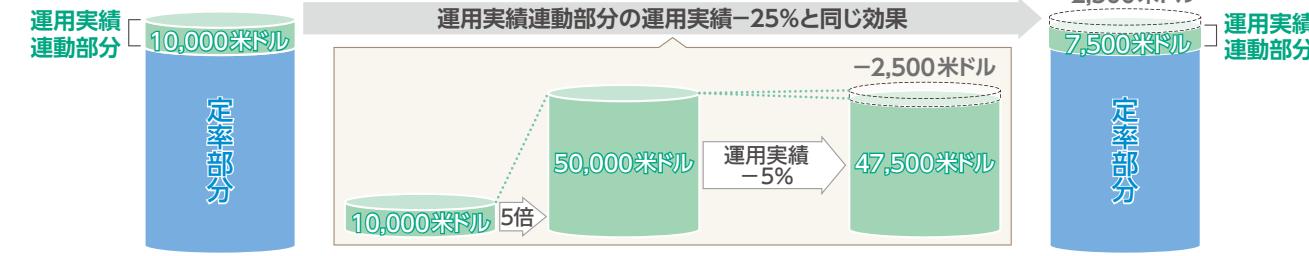
レバレッジ取引のイメージ

指定通貨が米ドルで収益を5倍にする運用をしたイメージ

- 運用実績が+5%となる場合



- 運用実績が-5%となる場合



レバレッジ取引を行うことにより、大きな収益を得られる可能性がある一方、大きな損失となることもあります。運用実績運動部分の積立金額が0になる可能性があります。なお、マイナスになることはなく、定率部分に影響を与えることはありません。



運用実績運動部分の積立金額が大きく減少した場合、下落前の水準まで回復することが困難になることがあります。

→ 詳細はP.38および特別勘定のしおりをご確認ください。

生存給付金のお受取りについて

請求書類の提出を省略できます。

請求書類の提出は1回目のみです。2回目以降は、生存給付金の受取人等を変更しない場合、必要書類を提出いただかなくても請求手続があつたとみなし、生存給付金をお支払いします。

今年から わたす場合
(1回目)

のお受取り手続き

申込時に「生存給付金支払請求書」をご提出ください。

※申込時にご提出がない場合、契約成立後に日本生命より必要書類を生存給付金受取人へ送付します。

※契約日に被保険者が生存している場合、契約日生存給付金をお支払いします。

契約日生存給付金の着金予定日については、P.9-10をご確認ください。

今年から わたす場合
(2回目以降)

来年から わたす場合
(1回目以降)

のお受取り手続き

毎年の契約応当日の3ヵ月前	契約者へ「生存給付金受取人設定状況のお知らせ」を送付します。 生存給付金受取人・目標額等を変更しない場合、お手続きは不要です。
毎年の契約応当日の2ヵ月前	生存給付金受取人へ「生存給付金お支払いのご案内」を送付します。 「来年から」の1回目は、同封の「生存給付金支払請求書」をご提出いただく必要があります。 「今年から」と「来年から」の2回目以降は、生存給付金受取人等の変更がなければお手続きは不要です。

※契約応当日または保険期間満了時に被保険者が生存している場合、生存給付金をお支払いします。

保険期間中は契約応当日の2営業日後、保険期間満了時は満了日の3営業日後を目途に着金予定です。

通常の暦年贈与(暦年課税の贈与)手続との比較

通常の暦年贈与の際に、一般的に行われること	贈与の記録を残すため、贈与のつど「贈与契約書」を作成し、贈与者と受贈者で契約を取交わします。	金銭贈与の場合、毎回、贈与者の口座から受贈者の口座へ振込みます。
「夢のプレゼント2」なら手續きが簡単	日本生命が発行するお支払いの通知が贈与の記録となりますので、贈与契約書や受贈者への確認書等の作成は不要です。	生存給付金受取人(受贈者)の口座へ、毎回、日本生命がお振込みします。

「夢のプレゼント2」を活用した贈与は、以下の理由から定期贈与(定期金に関する権利の贈与)に該当しません。

- 生存給付金受取人は、生存給付金の支払事由が発生するまでは生存給付金を受取る権利を有していない。(契約者が生存給付金受取人を変更できる。)
- 契約者(被保険者)が死亡した場合、契約は消滅し、死亡保険金受取人に死亡保険金が支払われる。*

*死亡保険金受取人と生存給付金受取人に同一人を指定した場合でも、暦年贈与に該当します。

定期贈与とは

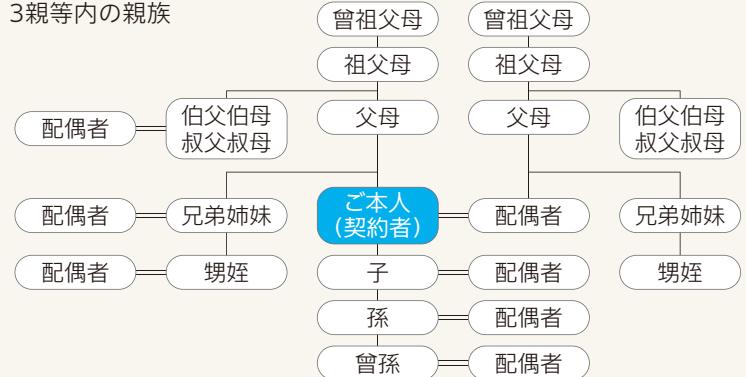
たとえば「2,200万円を20年間に分けて毎年110万円ずつ贈与する」といった約束をして贈与を行なうことをいいます。定期贈与があったと認定されると、この例だと2,200万円の総額に対し課税され、贈与税が高額になります。

自在に「わたす」ことができます。

生存給付金受取人は、
契約者の配偶者または
3親等内の親族から
指定いただけます。

※ご契約後に生存給付金受取人を契約者に変更することができます。
ただし、契約日生存給付金の受取人に契約者本人は指定できません。

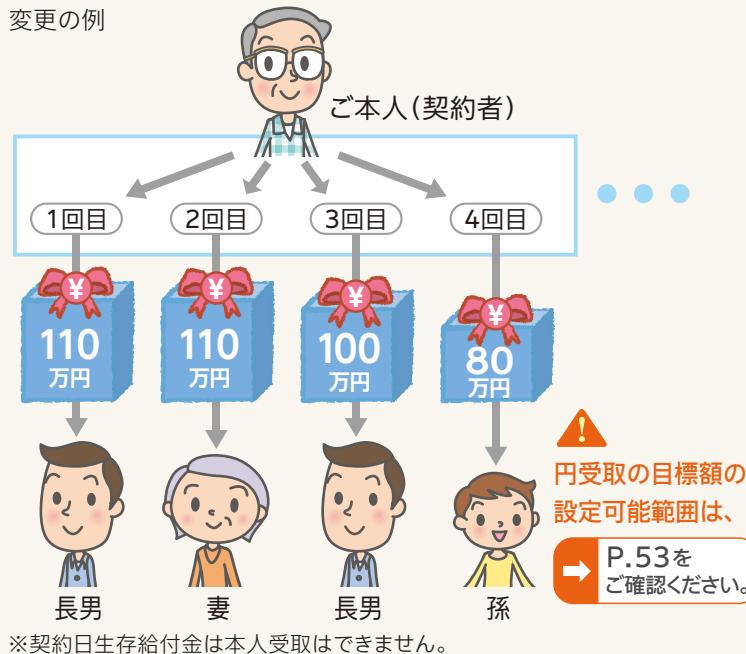
3親等内の親族



保険期間の途中で、
生存給付金受取人や
円受取の目標額を
変更できます。

日本生命に請求いただければ、生存給付金受取人の変更、および円受取の目標額の変更が可能です。

変更の例



生存給付金の税制上のお取扱い

契約者(保険料負担者)と生存給付金受取人が別人の場合
贈与税の課税対象となります。

1月1日～12月31日までの間に生存給付金受取人が受取った贈与財産が基礎控除額の110万円を超える場合は、贈与税の申告を行う必要があります。

基礎控除額(贈与財産の価額から控除する金額) 毎年110万円

※ただし、満了時に契約者が受取った金額は所得税(雑所得) + 住民税の課税対象となります。

**⚠ 死亡保険金と生存給付金を同一人が受取った場合、
相続開始前3年以内に受取った生存給付金は相続税の課税対象となります。**

→ P.43-44とP.51をあわせてご確認ください。

※税務に関する内容は、2020年11月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。
個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

死亡保険金について

定率プラス運用タイプ

死亡保険金額には指定通貨で最低保証があります。

すでに受取った生存給付金の合計額に死亡保険金を加えた金額が、
指定通貨で一時払保険料を下回ることはあります。

契約者(被保険者)の死亡時には、

積立金額または解約払戻金額*のいずれか大きい額が死亡保険金として支払われます。

ただし、死亡時点の積立金額または解約払戻金額*が、すでに受取った生存給付金と合算して

一時払保険料を下回る場合は、以下の「一時払保険料から生存給付金支払合計額を引いた金額」が
死亡保険金として最低保証されます。

イメージ 例 5回目と6回目の契約応当日の間に被保険者が死亡した場合



定率のみタイプ

死亡保険金額は指定通貨で積立金額以上が保証されます。

すでに受取った生存給付金の合計額に死亡保険金を加えた金額は、
指定通貨で一時払保険料を必ず上回ります。

契約者(被保険者)の死亡時には、

積立金額または解約払戻金額*のいずれか大きい額が死亡保険金として支払われます。

イメージ 例 5回目と6回目の契約応当日の間に被保険者が死亡した場合



*目標準備金があるときは、「積立金額+目標準備金額」または「解約払戻金額+目標準備金額」となります。

契約概要

この契約概要は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、
特にご確認いただきたい事項です。

- ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認ください。
- ここで記載しているお支払事由やお支払いに際しての制限事項および
ご契約の内容に関する事項は、概要や代表事例です。

詳細については、 **ご契約のしおり一約款** をご確認ください。

「定率プラス運用タイプ」を選択いただいた場合

運用実績連動部分の詳細については、 **特別勘定のしおり** をご確認ください。

「定率のみタイプ」を選択いただいた場合

7 運用実績連動部分の概要、 **特別勘定のしおり** のご確認は不要です。

記載
ページ

..... P.27

..... P.30

..... P.30

..... P.30

..... P.31

..... P.32

..... P.34

..... P.34

..... P.34

1 保険のしくみ

2 積立利率

3 保障内容

4 解約払戻金

5 特約

6 引受条件 (2021年1月現在)

7 運用実績連動部分の概要

8 リスク

9 諸費用



※一時払保険料は基本保険金額と同額となります。(入金通貨と指
定通貨が異なる場合、払込金額を指定通貨に換算して基本保険
金額と定め、同額の一時払保険料の払込みがあったものとして取
扱います。)

このため、一部の記載について「基本保険金額」を「一時払保険
料」と記載しています。

※当冊子では、「指定通貨建生存給付金付特別定期保険(定率のみ
型)とする取扱に関する特約」を「特別定期保険(定率のみ型)と
する特約」と記載しています。

※当冊子では、「契約日生存給付金に関する特則」を「契約日贈与特
則」と記載しています。

※契約日贈与特則を適用した場合に、契約日における被保険者の
生存により支払われる生存給付金を「契約日生存給付金」と記載
しています。

※「基本生存給付金額」とは、タイプごとにそれぞれ以下の金額をい
います。

- ・「定率プラス運用タイプ」
基本保険金額 ÷ 生存給付金支払回数

- ・「定率のみタイプ」
基本保険金額を保険期間および積立利率によって増加させた
金額を生存給付金支払回数で除する算式によって計算された
金額

1 保険のしくみ

保険名称 ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険(米ドル建・豪ドル建)
【定率プラス運用タイプ】

保険名称 ニッセイ指定通貨建生存給付金付特別定期保険(定率のみ型)(米ドル建・豪ドル建)
【定率のみタイプ】

この保険は、被保険者が契約日、契約応当日または保険期間満了時に生存しているときに生存給付金をお支払いする外貨建の保険で、特別勘定で運用する運用実績連動部分の有無を選ぶことができます。

指定通貨と保険期間を選択

指定通貨は米ドル・豪ドルから、保険期間は
5年*1・10年・15年・20年・30年*2から選択いただけます。
ご契約後にこれらを変更することはできません。
*1「定率のみタイプ」のみ選択可能
*2 米ドルのみ選択可能

責任開始の日

一時払保険料のお払込みが完了した日(日本生命指定の金融機関に着金した日)が
責任開始の日となります。

選べる2つのタイプ

定率プラス運用タイプ

- 積立利率にもとづき、一時払保険料を定率部分と運用実績連動部分に分けて運用します。定率部分の積立金額は、契約日から積立利率を適用し、定率部分から支払われる基本生存給付金額は保険契約締結時に確定します。運用実績連動部分の積立金額は、契約日の翌日から特別勘定で運用し、その運用実績を反映します。
- 生存給付金額があらかじめご指定いただいた円建目標生存給付金額となることを目指します。
- 「定率プラス運用タイプ」を選択された場合は、円建目標生存給付金額指定特約が付加されます。
- 申込時に契約日の属する年の贈与有無を選択することができます。(契約日贈与特則)
詳細はP.9-10をご確認ください。

定率のみタイプ

- 運用実績連動部分を0にして、一時払保険料をすべて定率部分として、積立利率にもとづき運用します。基本生存給付金額は保険契約締結時に確定します。
- 生存給付金額があらかじめご指定いただいた円建目標生存給付金額となることを目指します。
- 「定率のみタイプ」を選択された場合は、円建目標生存給付金額指定特約と特別定期保険(定率のみ型)とする特約が付加されます。
- 申込時に契約日の属する年の贈与有無を選択することができます。(契約日贈与特則)
詳細はP.9-10をご確認ください。

指定通貨で生存給付金額と死亡保険金額の合計を最低保証

保険期間満了時まで被保険者が生存された場合、生存給付金支払合計額*3は指定通貨で一時払保険料を下回ることはありません。

保険期間中に被保険者が亡くなられた場合、そのときの積立金額等にもとづき計算される死亡保険金額をお支払いします。生存給付金支払合計額と死亡保険金額の合計は指定通貨で一時払保険料を下回ることはありません。

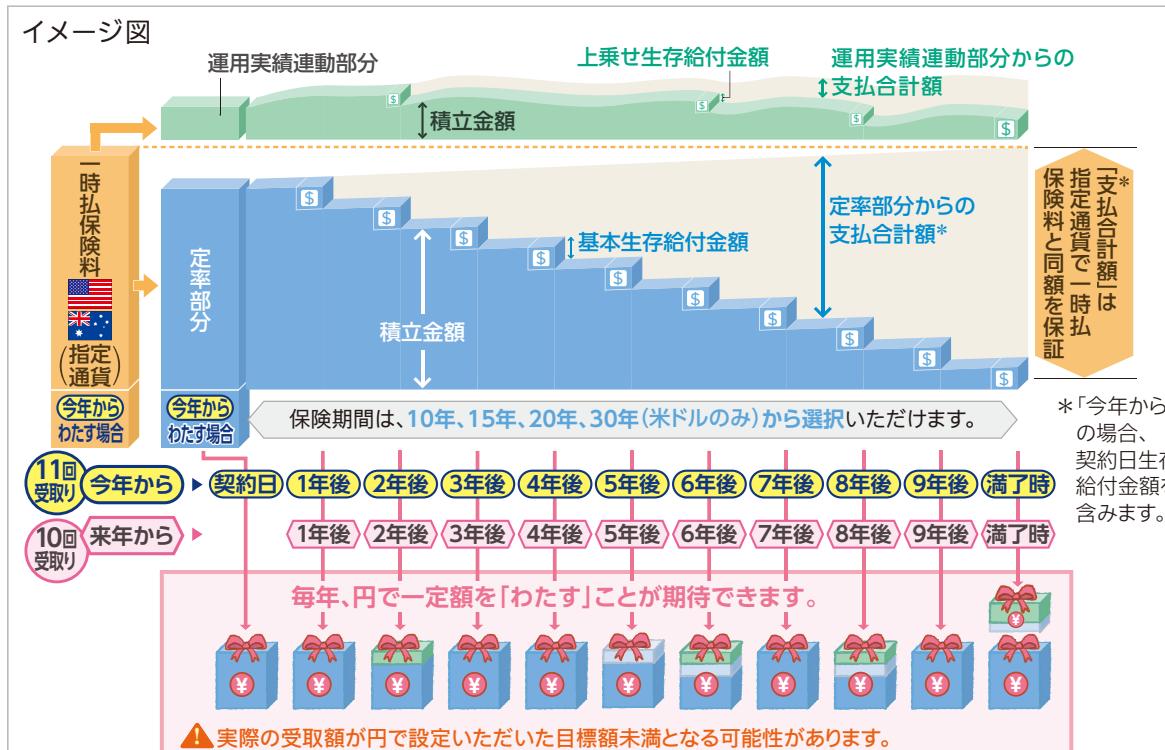
*3 生存給付金支払合計額は、毎年円で支払われた生存給付金額を日本生命所定の為替レートで指定通貨に換算した金額の合計となります。

保険期間満了時に目標額超過分を契約者に支払うときは、その額を指定通貨に換算した金額と生存給付金支払合計額の合計が指定通貨で一時払保険料を下回ることはありません。

生存給付金は円でのお支払いとなります。円で受取った生存給付金を外貨で換算した金額と死亡保険金額の合計は一時払保険料を下回る可能性があります。

定率プラス運用タイプ

- 運用実績連動部分からの「振替」や目標準備金を活用した「繰越」「充当」により、生存給付金額が円建目標生存給付金額(円受取の目標額)となるように調整してお支払いします。ただし、契約日生存給付金については、運用実績連動部分からの「振替」は行われません。
- 生存給付金の支払通貨は円のみです。
- 生存給付金受取人は契約者の配偶者または3親等内の親族となります。
※ご契約後に生存給付金受取人を契約者に変更することができます。
ただし、契約日生存給付金の受取人に契約者本人は指定できません。



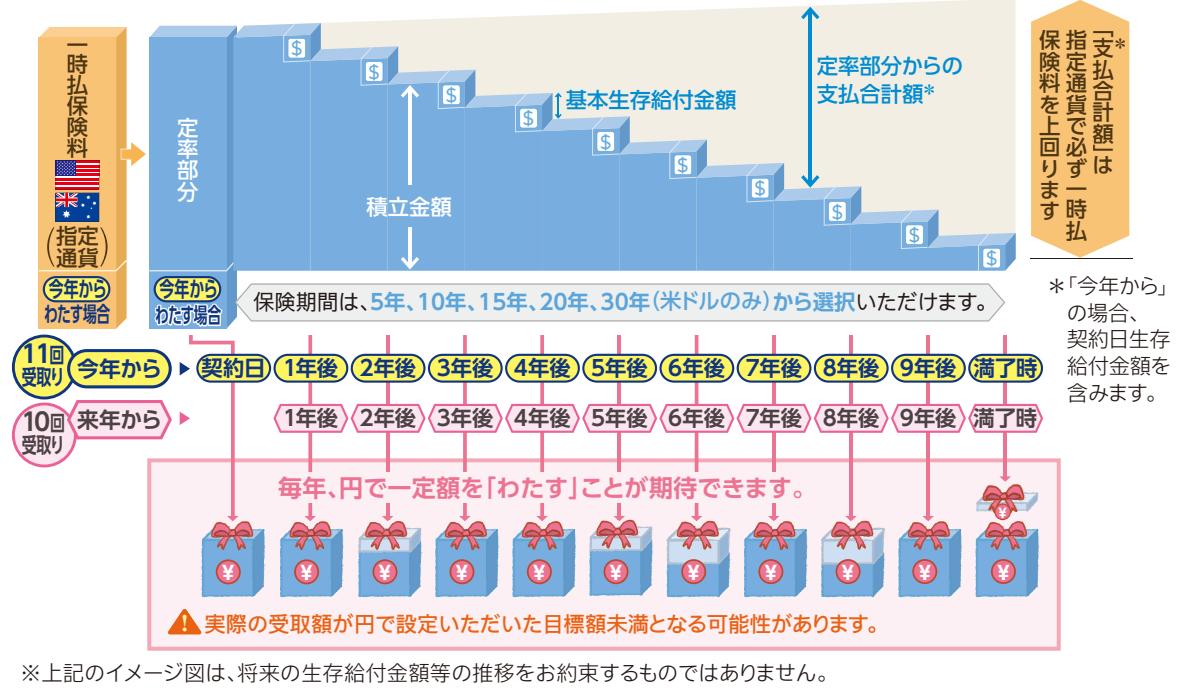
※円で一定額となるように調整するしくみはP.11をご確認ください。

為替が円高、または運用実績連動部分の運用成果がマイナスで推移した場合等、毎年の受取額が円建目標生存給付金額を下回る可能性や、元本割れする可能性があります。

定率のみタイプ

- 運用実績連動部分を0にして、一時払保険料をすべて定率部分として、積立利率にもとづき運用します。
 - 目標準備金を活用した「繰越」・「充当」により、生存給付金額が円建目標生存給付金額(円受取の目標額)となるように調整してお支払いします。
 - 生存給付金の支払通貨は円のみです。
 - 生存給付金受取人は契約者の配偶者または3親等内の親族となります。
- ※ご契約後に生存給付金受取人を契約者に変更することができます。
ただし、契約日生存給付金の受取人に契約者本人は指定できません。

イメージ図



2 積立利率

積立利率¹は、定率部分の積立金額の計算に際して適用される利回りです。
責任開始の日において、以下のように計算されます。

積立利率=指標金利²の所定の期間における平均値(基準利率)+所定の率-保険契約関係費率

*1 指定通貨および保険期間ごとに毎月2回(1日と16日)設定

*2 指定通貨および保険期間に応じて定める2つの国債の流通利回りの合計を2で割った利率をいいます。

3 保障内容

生存給付金	以下のいずれかに被保険者が生存しているとき、生存給付金をお支払いします。 ・契約日(契約日贈与特則適用の場合) ・保険期間中の契約応当日 ・保険期間満了時	
死亡保険金	被保険者が亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。 死亡保険金額は死亡した日における以下のいずれか大きい金額です。 定率プラス運用タイプ ①一時払保険料-生存給付金支払合計額 ②積立金額+目標準備金額 ③解約払戻金額+目標準備金額 定率のみタイプ ①積立金額+目標準備金額 ②解約払戻金額+目標準備金額	

4 解約払戻金

解約した場合、解約払戻金をお支払いします。

解約払戻金額は日本生命が必要書類を受けた日¹の以下の金額となり、選択されたタイプにより異なります。

定率プラス運用タイプ	解約払戻金額 = 定率部分の積立金額 × (1-市場金利調整率) + 運用実績連動部分の積立金額 - 解約控除額
定率のみタイプ	解約払戻金額 = 定率部分の積立金額 × (1-市場金利調整率) - 解約控除額

●市場金利調整率=

$$1 - \left[\frac{1 + \text{この保険契約に適用される積立利率の計算に用いた基準利率}}{1 + \text{解約払戻金計算基準日における基準利率} + 0.3\%} \right] \frac{\text{残存月数}}{24}$$

・基準利率=指標金利²の所定の期間における平均値

・残存月数=解約払戻金計算基準日から保険期間満了の日までの月数(端数日は切上げ)

・0.3%は債券を売却するための費用等をふまえ差引いた率となります。詳しくは、P.38をご確認ください。

●解約控除額=一時払保険料×解約控除率

ただし、契約日贈与特則を適用した場合には以下の算式となります。

解約控除額=(一時払保険料-基本生存給付金額)×解約控除率

➡ 解約控除率はP.40をご確認ください。

*1 「定率プラス運用タイプ」の場合:ニッセイダイレクト事務センターに到着した日
「定率のみタイプ」の場合:日本生命が必要書類を受けた日

*2 指定通貨および保険期間に応じて定める2つの国債の流通利回りの合計を2で割った利率をいいます。

5 特約

円入金特約

保険料を円でお払込みいただける特約です。

一時払保険料は円払込額を指定通貨に換算した額になります。

※この特約を付加せずに保険料をお払込みいただき、クーリング・オフを行った場合、お払込みいただいた通貨でお返しします。

➡ 詳細はP.45-46をご確認ください。

外貨入金特約

保険料を指定通貨以外の外貨^{*1}でお払込みいただける特約です。

一時払保険料は払込額を指定通貨に換算した額になります。

*1 指定通貨が米ドルなら豪ドル、指定通貨が豪ドルなら米ドル

円支払特約

死亡保険金や解約払戻金等を円に換算してお支払いする特約です。

円建目標生存給付金額指定特約

ご契約時に必ず付加いただく特約で、

生存給付金について円建目標生存給付金額を定めることができます。

円建目標生存給付金額は変更することができます。なお、この特約のみの解約はお取扱いできません。

<契約日贈与特則>

契約日の属する年から贈与する場合に適用される特則です。

特別定期保険(定率のみ型)とする特約

「定率のみタイプ」を選択いただいた場合に付加される特約です。

運用実績連動部分が0となるため、特別勘定に関する取扱は適用されません。

※この特約はご契約時のみ付加でき、途中付加やこの特約のみの解約はお取扱いできません。

通貨を換算する際に使用される為替レート

特約名称	為替レート	適用日
円入金特約	TTM+50銭	日本生命が保険料を受領した日
外貨入金特約	(指定通貨のTTM+25銭) ÷ (払込通貨のTTM-25銭)	日本生命が保険料を受領した日
円支払特約	TTM-50銭	日本生命が必要書類を受けた日 ^{*2}
円建目標 生存給付金額 指定特約	TTM-50銭	●保険期間中の契約応当日 契約応当日の前日 ●保険期間満了時 保険期間満了の日
契約日贈与特則 ^{*3}	TTM+50銭	責任開始の日

*2 「定率プラス運用タイプ」の場合、解約の手続きに関しては、ニッセイダイレクト事務センターに到着した日

*3 契約日生存給付金のみに適用される為替レートです。

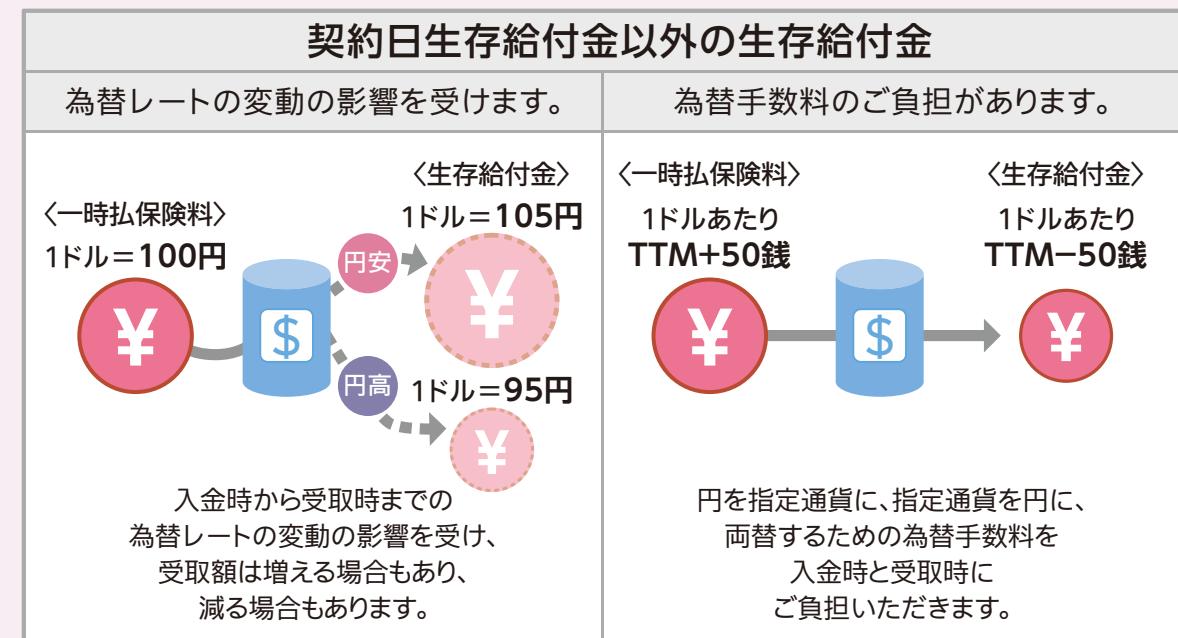
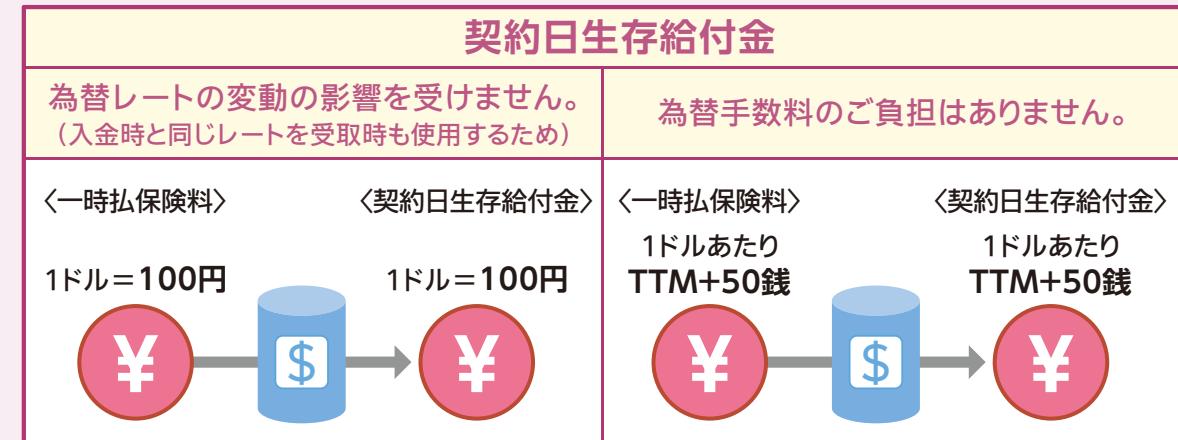
※TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、日本生命所定の金融機関が公表する値です。

上記適用日に為替レートが公表されない場合は、以下の日が適用日となります。

円建目標生存給付金額指定特約(契約日贈与特則の契約日生存給付金を除く):同日前の最も近い公表される日
上記以外:次の公表される日

※為替レートは将来変更されることがあります。

契約日生存給付金は為替レートの変動の影響を受けず、
為替手数料のご負担もありません。



※上記のイメージ図は円入金・円受取の場合の例です。

※図の大きさは実際の金額を示すものではありません。

6 引受条件(2021年1月現在)

一時払保険料	最低 ^{*1}	3万米ドル (1米ドル単位)
		3万豪ドル (1豪ドル単位)
	最高 ^{*2}	300万円 (10万円単位)
保険料払込方法		一時払のみ(日本生命指定の金融機関口座への振込み)
増額および減額		取扱いなし

保険期間と年齢範囲*3	5年(「定率のみタイプ」のみ)	15~90歳
	10年	15~85歳
	15年	15~80歳
	20年	
	30年(米ドルのみ)	15~75歳
被保険者	契約者本人	
生存給付金受取人	契約者の配偶者または3親等内の親族	
死亡保険金受取人	契約者の配偶者または3親等内の親族	
配当金	なし	
指定代理請求人	契約者は、あらかじめ指定代理請求人を1名指定できます。	
代理請求できる場合	被保険者と生存給付金受取人が同一人である場合で、生存給付金受取人が生存給付金を請求できない事情があると日本生命が認めたとき	
指定代理請求人の範囲	(1)被保険者と以下の関係にある人 (ア)戸籍上の配偶者 (イ)直系血族 (ウ)兄弟姉妹 (エ)同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 (2)上記の他、被保険者と以下の関係にある人で、日本生命が認めた人 (オ)同居または生計を一にしている人 (カ)財産管理を行っている人 (キ)死亡保険金受取人 (ク)上記(オ)~(キ)と同等の関係にある人 なお、請求時においても、この範囲内であることを要します。	
円建目標生存給付金額の指定範囲	円入金特約付加の場合 円払込金額÷生存給付金支払回数×20~130% 円入金特約未付加の場合 (基本保険金額÷生存給付金支払回数)×着金日*4*5の為替レート×20~130%*6	
円建目標生存給付金額の変更	隨時取扱います。	

*1 払込通貨で判定

*2 一時払保険料を判定用の為替レートで円に換算して判定

他に被保険者を同一とするニッセイ積立利率変動型一時払終身保険、

ニッセイ予定利率変動型一時払遞増終身保険、ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険、

ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険、ニッセイ指定通貨建生存給付金付特別定期保険(定率のみ型)のご契約

がある場合は、それらを合算して判定

*3 契約者の契約日における満年齢

*4 一時払保険料相当額を日本生命が受取った日(責任開始の日)

*5 上記の適用日に為替レートが公表されない場合は、次の公表される日が適用日

*6 申込時点の設定可能範囲については、提案書をご確認ください。

※上記内容は通貨・金利環境等により、将来変更される場合があります。

7 運用実績連動部分の概要

「定率のみタイプ」の場合、運用実績連動部分は0のため、特別勘定での運用は行いませんので、この項目のご確認は不要です。

運用実績連動部分は、特別勘定で運用されます。

特別勘定は、投資信託を介して金融派生商品の取引を行うことで、実質的に投資対象の運用実績が反映されるしくみとなっております。投資戦略としては、株式市場が好調なときは株式ポートフォリオで積極的な運用を行い、株式市場が不調なときは資産分散ポートフォリオで分散投資を行います。

2つのポートフォリオの実質的な投資対象は以下のとおりです。

実質的な投資対象	株式ポートフォリオ	資産分散ポートフォリオ
国内株式	日本株式先物	○ ○
外国株式	米国株式先物 ユーロ圏株式先物 香港株式先物	○ ○ ○
国内債券	日本10年国債先物	- ○
外国債券	米国10年国債先物 (円ヘッジあり)	- ○
	ドイツ10年国債先物 (円ヘッジあり)	- ○
	英国10年国債先物 (円ヘッジあり)	- ○
	豪州10年国債先物 (円ヘッジあり)	- ○
	米国10年国債先物 (円ヘッジなし)	- ○
円ヘッジなし	ドイツ10年国債先物 (円ヘッジなし)	- ○
	英国10年国債先物 (円ヘッジなし)	- ○
	豪州10年国債先物 (円ヘッジなし)	- ○

※法令や規制方針の変更等により、投資対象を変更する可能性があります。

特別勘定資産の評価方法は、投資信託を含む有価証券等については時価評価し、それ以外の資産については原価法によるものとします。ただし、資産評価の方法については、今後変更することがあります。

その他運用実績連動部分の詳細については、 特別勘定のしおり をご確認ください。

8 リスク

この保険には、リスクがあります。P.37~38・P.40をご確認ください。

9 諸費用

この保険は、お客さまにご負担いただく諸費用があります。P.39~40をご確認ください。

注意喚起情報

この注意喚起情報は、ご契約のお申込みに際し、特にご注意いただきたい事項です。

●ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

●お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は

ご契約のしおり—約款 をご確認ください。

「定率プラス運用タイプ」を選択いただいた場合

運用実績連動部分の詳細については、 **特別勘定のしおり** をご確認ください。

「定率のみタイプ」を選択いただいた場合

⑦ 特別勘定の廃止または統合、 **特別勘定のしおり** のご確認は不要です。 記載ページ

引受保険会社の名称および住所 P.37

苦情・相談・請求等のお問合せ先 P.37

① リスク P.37

② 諸費用 P.39

③ 責任開始の日・契約日・特別勘定への繰入日 P.41

④ 死亡保険金等のご請求 P.41

⑤ 死亡保険金等をお支払いできない場合 P.42

⑥ 解約払戻金 P.42

⑦ 特別勘定の廃止または統合 P.42

⑧ 税金の取扱い（2020年11月現在） P.43

⑨ 現在のご契約を解約・減額して
新しいご契約のお申込みをする場合 P.45

⑩ クーリング・オフ制度 P.45

⑪ 無配当保険の特徴 P.46

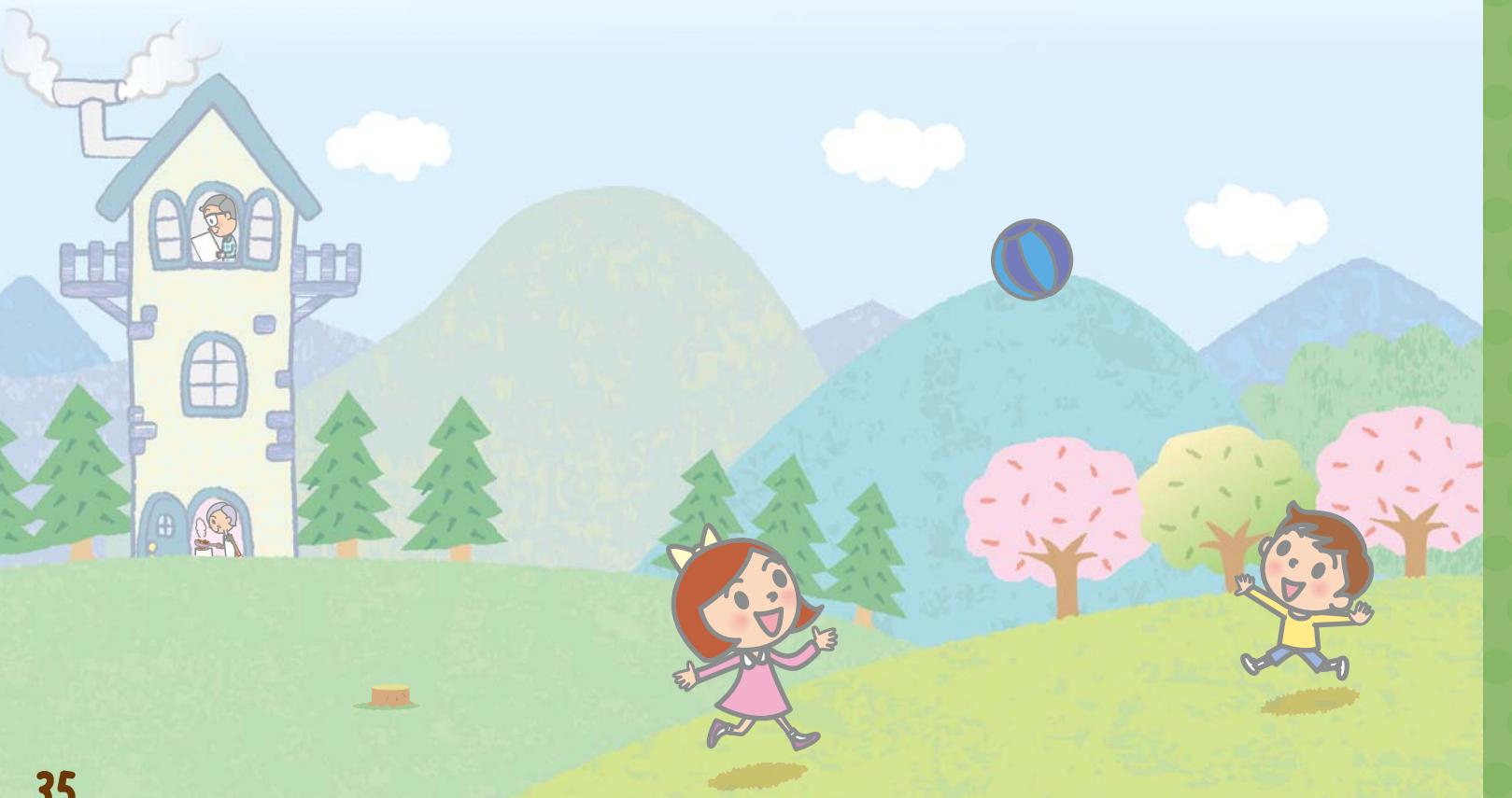
⑫ 生命保険会社が経営破綻した場合等 P.46



用語の
ご説明

※一時払保険料は基本保険金額と同額となります。（入金通貨と指定通貨が異なる場合、払込金額を指定通貨に換算して基本保険金額と定め、同額の一時払保険料の払込みがあったものとして取扱います。）
このため、一部の記載について「基本保険金額」を「一時払保険料」と記載しています。

※当冊子では、「契約日生存給付金に関する特則」を
「契約日贈与特則」と記載しています。



引受保険会社の名称および住所

引受保険会社 日本生命保険相互会社

〒541-8501 大阪府大阪市中央区今橋3-5-12
<https://www.nissay.co.jp>

苦情・相談・請求等のお問合せ先

日本生命の相談窓口

〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート

ニッセイダイレクト事務センター

0120-375-621 (通話料無料)

受付時間:月~金曜日9:00~17:00(祝日、12/31~1/3を除く)

指定紛争解決機関

この保険にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

生命保険協会の生命保険相談所では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により

生命保険に関する様々な相談・照会・苦情を受付けております。

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、

原則として1ヶ月を経過しても問題が解決しない場合、生命保険相談所内に設置された

裁判審査会を利用できます。

※お問合せ先については、一般社団法人生命保険協会のホームページでご確認ください。

ニッセイダイレクト事務センターまでご照会ください。

1 リスク

この保険には、以下のようなリスクがあり、損失が生じる可能性がありますので、必ずご確認ください。

→ P.57「よくあるご質問集」もあわせてご確認ください。

※「定率プラス運用タイプ」の場合は、(1)(2)(3)をご確認ください。

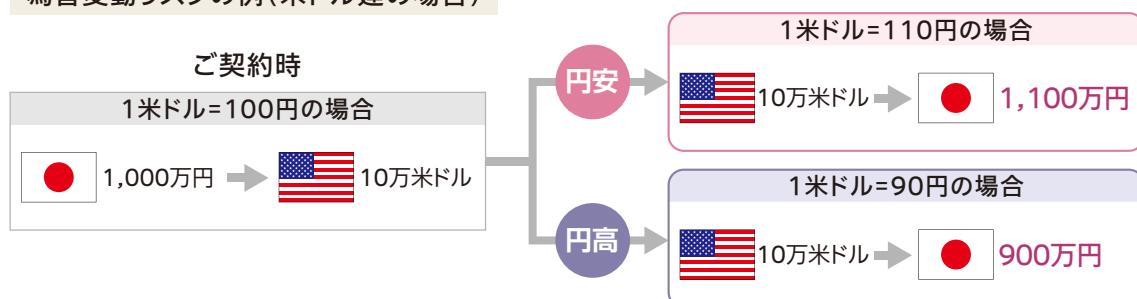
※「定率のみタイプ」の場合は、(1)(2)をご確認ください。

(1) 為替変動リスク

生存給付金・死亡保険金・解約払戻金等は為替レートの変動の影響を受けます。

- 為替レートが契約時から変動しなかった場合と比べ、保険金等を円に換算した額が少なくなることがあります。
- 生存給付金・死亡保険金・解約払戻金等を円に換算した額の合計が、円払込金額または払込金額を責任開始日の円入金用為替レートで円に換算した金額を下回ることがあります。

為替変動リスクの例(米ドル建の場合)



(2) 金利変動リスク

解約払戻金は市場金利調整により、国債の流通利回りの変動の影響を受けます。

-解約払戻金額と生存給付金支払合計額等の合計が一時払保険料を下回ることがあります。

定率部分は債券等への投資によって積立金額をふやすしくなっています。

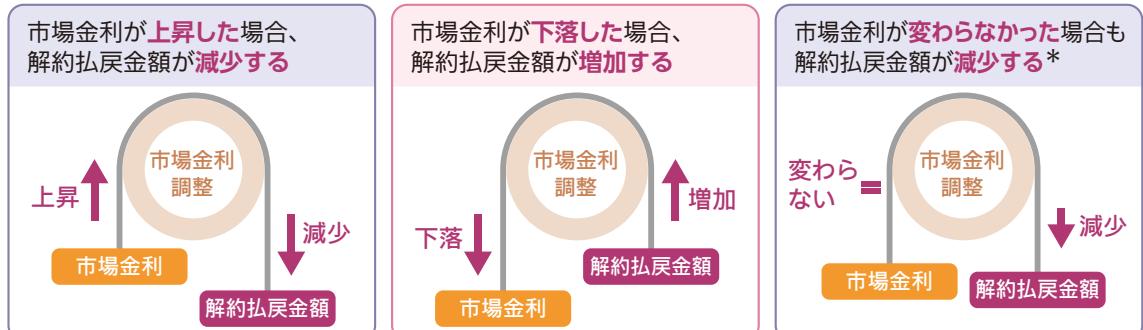
債券は金利が上昇すると時価が減少します。解約払戻金の計算には、

この債券の時価変動を反映させるため、市場金利調整を導入しています。

※ご契約後に市場金利が上昇したため、相対的に利回りの高い他の金融商品を求めて当保険を

解約する場合に、市場金利の上昇により解約払戻金が減少している等のケースが想定されます。

市場金利の影響のイメージ



※契約日や解約払戻金計算基準日における基準利率を「市場金利」として説明しています。

*債券を売却するための費用等をふまえ差引いた率「0.3%」により、小さくなります。

P.30「4.解約払戻金」をあわせてご確認ください。

(3) 特別勘定資産の価格変動リスク

運用実績運動部分の積立金額は特別勘定で運用されるため、
保険金等は様々な投資対象の価格の変動の影響を受けます。

-解約払戻金額と生存給付金支払合計額等の合計が一時払保険料を下回ることがあります。
投資対象については、P.34をご確認ください。

(1)~(3)のリスクは複合的に発生する場合があります。

そのため、予期しない損失が生じる可能性があります。

※「定率プラス運用タイプ」の場合は、例1・例2・例3をご確認ください。

※「定率のみタイプ」の場合は、例3をご確認ください。

例1	円安に進行し積立金の円換算額が増加していることを期待して解約したが、特別勘定資産が減少したため解約払戻金が減少し、損失が生じた。
例2	景気が好転し特別勘定資産が増加していることを期待して解約したが、景気好転により金利も上昇したため市場金利調整により解約払戻金が減少し、損失が生じた。
例3	円安に進行し積立金の円換算額が増加していることを期待して解約したが、景気好転により金利も上昇したため市場金利調整により解約払戻金が減少し、損失が生じた。

2 諸費用

ご契約に際して、お客さまにご負担いただく諸費用は以下のとおりです。
なお、これらの費用の一部は将来変更される場合があります。

→ P.57「よくあるご質問集」もあわせてご確認ください。

※「定率プラス運用タイプ」の場合は、①②③④をご確認ください。

※「定率のみタイプ」の場合は、①③④をご確認ください。

①定率部分にかかる費用

ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を指定通貨で最低保証するために必要な費用等(保険契約関係費)であり、積立利率を定める際にあらかじめ控除しております。

②運用実績連動部分にかかる費用

項目	費用	
保険契約関係費 〔ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに 死亡保険金を最低保証するための費用〕		特別勘定資産の総額に対して 年率1.85%
資産運用関係費	投資信託の信託報酬	投資信託の純資産総額に対して 年率0.22%(税込)
	金融派生 商品の取引に かかる費用	実際の運用金額に対して 年率3.410%以内
	その他取引費用等	費用の発生前に金額や割合を 確定することが困難であるため、 表示できません。
	監査費用	投資信託の純資産総額に対して 年率0.011%(税込)以内
信託事務の諸費用		費用の発生前に金額や割合を 確定することが困難であるため、 表示できません。

③通貨の換算に関する費用

1通貨あたりの為替手数料	
円を指定通貨に換算するとき	50銭
指定通貨を円に換算するとき	
外貨入金特約を付加し、 払込通貨から指定通貨に換算するとき	払込通貨から円に換算するときに25銭、 さらに円から指定通貨に換算するときに25銭

この為替手数料を加味した、通貨の換算に使用する為替レートについては、P.31をご確認ください。

④解約をした場合の費用

保険期間中に解約した場合にかかる費用であり、解約払戻金額を計算する際、一時払保険料*に経過年数別の解約控除率(下表)を乗じた金額を控除します。

保険期間5年

経過年数	0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
解約控除率	2.0%	1.3%	0.7%	0.3%	0.1%

保険期間10年、15年、20年、30年

経過年数	0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満
解約控除率	4.0%	3.2%	2.6%	2.0%	1.4%	1.0%	0.6%	0.4%	0.2%

※保険期間10年、15年、20年、30年で経過年数9年以上の場合、解約の費用はかかりません。

*契約日贈与特別を適用した場合、「一時払保険料－基本生存給付金額」となります。

その他、取扱金融機関によって、別途送金手数料や引出し手数料等の諸手数料がかかる場合があります。
詳しくは取扱金融機関の窓口にお問合せください。



短期間で解約すると、受取額が小さくなり、 損失が生じる可能性が高まります。

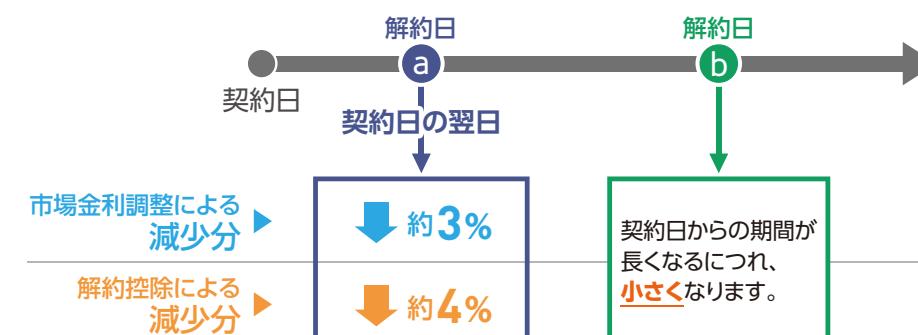
市場金利が変わらない場合、契約日から解約日までの期間が短いaの方が、
解約日までの期間が長いbより市場金利調整・解約控除による減少額が大きくなり、
受取額は小さくなります。

また、市場金利が契約日よりも上がった場合は、さらに受取額が小さくなります。

← 詳細はP.38をご確認ください。

減少割合の例

- 保険期間20年で、契約日と解約日の市場金利が変わらない場合



※契約日や解約払戻金計算基準日における基準利率を「市場金利」として説明しています。

※市場金利・為替・特別勘定の運用実績の影響により、指定通貨・円での受取額は変動します。

詳細については、例表または提案書をご確認ください。

③責任開始の日・契約日・特別勘定への繰入日

責任開始の日

日本生命がご契約のお申込みを承諾した場合、一時払保険料のお払込みが完了した日
(日本生命指定の金融機関に着金した日)が契約上の責任開始の日となります。
 募集代理店および募集代理店の取扱担当者(生命保険募集人)は、
 契約締結の代理権を有さないため、お申込みを承諾する権限がありません。
 なお、この保険の契約日および特別勘定への繰入日は責任開始の日とは異なります。
 ※「定率のみタイプ」の場合は、契約日が責任開始の日となります。

契約日

選択したタイプにより契約日が異なります。

定率プラス運用タイプ	契約日は以下のいずれか遅い日の翌日 となります。 なお、以下のいずれか遅い日が日本生命の休業日である場合は、直後の営業日の翌日となります。 ①一時払保険料のお払込みが完了した日 ②日本生命がご契約のお申込みを承諾した日 ③契約の申込日から、その日を含めて8日目
定率のみタイプ	責任開始の日

特別勘定への繰入日*

契約日に特別勘定への繰入れを行い、その翌日から運用を開始します。

*「定率のみタイプ」の場合、この項目のご確認は不要です。

④死亡保険金等のご請求

- 死亡保険金等のお支払事由に該当した際は
すみやかに日本生命のお問合せ窓口までご連絡ください。
なお、お手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができない可能性がありますので、
契約者の住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- 生存給付金に関して指定代理請求人を指定されている場合は、
お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人にお伝えください。
- 生存給付金受取人や死亡保険金受取人変更等、ご契約内容を変更する場合も
すみやかに日本生命のお問合せ窓口までご連絡ください。
- 生存給付金のお支払い後、生存給付金の支払事由発生日より前に
被保険者が死亡していたことが判明した場合、
死亡保険金額からその支払われた生存給付金額を差引いてお支払いすることができます。

⑤死亡保険金等をお支払いできない場合

死亡保険金等をお支払いできない場合があります。代表的なものは以下のとおりです。

- お支払事由に該当しない場合
- 死亡保険金の免責事由に該当した場合
 - 責任開始の日から3年以内の被保険者の自殺
 - 契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡
- 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約が取消・無効とされた場合
- 死亡保険金を詐取する目的で事故を招いたときや、契約者、被保険者または死亡保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由により、ご契約が解除された場合

⑥解約払戻金

解約払戻金の計算方法や解約控除についてはP.30・P.40、
金利変動リスクについてはP.38をご確認ください。

解約時の受取額の変動に影響を与える要素については、P.54もあわせてご確認ください。
なお、解約払戻金額と生存給付金支払合計額等の合計は一時払保険料を下回ることがあり、
損失が生じる可能性があります。

⑦特別勘定の廃止または統合

「定率のみタイプ」の場合、運用実績連動部分は0のため、
特別勘定での運用は行いませんので、この項目のご確認は不要です。

- 関係法令等の改正、特別勘定資産の減少、資産の運用の対象となる市場の変化、その他これに準じる事態が発生し、この特別勘定の資産運用が困難な状況となると認めた場合あるいは投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったとき等には、特別勘定を廃止または2つ以上の特別勘定を統合することがあります。特別勘定を廃止する場合、積立金を移転します。
- 特別勘定の廃止または統合を行う際は、その日の1カ月前までに契約者にお知らせします。
- 特別勘定の廃止に伴う積立金の移転を行う際は、その廃止日の1カ月前までに契約者にお知らせします。
- 特別勘定に関するその他詳細については、 特別勘定のしおり をご確認ください。

8 税金の取扱い(2020年11月現在)

以下の内容は、2020年11月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。
 また、生存給付金、死亡保険金、解約払戻金等にかかる税金については、
 実際にお支払事由等が発生した時点の税法の取扱いによります。
 ※個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。
 ※所得税の納付に際しては、復興特別所得税が別途課税されますのでご留意ください。

ご契約時

お払込みいただいた一時払保険料は、お払込みいただいた年の一般生命保険料控除の対象です。
 (他の保険料控除の対象とはなりません。)
 ただし、契約者が納税者本人であり、保険金等の受取人が
 自己または配偶者その他の親族である契約が対象となります。
 ※一時払契約は12月末までのお払込みでも契約日が翌年1月以降となるご契約は翌年の申告となります。

保険期間中

<生存給付金の受取りに際してかかる税金>

ご契約内容	税の種類
契約者と受取人が同一人の場合	所得税(雑所得) + 住民税
契約者と受取人が異なる場合	贈与税*1 ※ただし、満了時に契約者が受取った金額には 所得税(雑所得) + 住民税

※雑所得の課税対象額=その年にお受取りいただいた生存給付金額-必要経費

● 必要経費=第1回の生存給付金額*2×必要経費割合

$$\text{● 必要経費割合*3} = \frac{\text{一時払保険料*4}}{\text{第1回の生存給付金額*2} \times \text{生存給付金支払回数}}$$

*1 以下の場合、贈与した生存給付金が相続税の課税価格に加算されます。

- 契約者からの贈与について、生存給付金受取人が「相続時精算課税制度」を選択していた場合
(この場合、毎年110万円の基礎控除ではなく、2,500万円の特別控除を超えた額に対して
20%の贈与税を納付します。この制度で納付した贈与税は、相続時に相続税から控除できます。)
- 相続開始前3年以内に生存給付金を贈与された場合
(「相続時精算課税制度」を選択していない生存給付金受取人が、契約者の相続により
遺産を取得した場合に限ります。)

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者	制限なし	贈与の年の1月1日において 60歳以上の親または祖父母*5
受贈者	制限なし	贈与の年の1月1日において 20歳以上の子または孫
選択変更	相続時精算課税への変更可能	一度選択すると暦年課税へは変更不可
贈与税の計算	(1年間の受贈財産の合計価額 - 110万円) × 税率 - 控除額	[受贈財産の合計価額(累計) - 2,500万円] × 税率20%

*2 指定通貨でお受取りいただいた場合は、

生存給付金額を第1回の生存給付金の支払事由発生日における為替レートにより
円に換算した金額、円によりお受取りいただいた場合は、円による受取金額となります。

*3 小数で算出し、小数点第3位以下を切上げとなります。

*4 指定通貨による入金の場合は、一時払保険料を着金日の為替レートで円に換算した金額、
円入金特約を付加した場合は円払込金額、また、外貨入金特約を付加した場合は、
払込金額を着金日の為替レートで円に換算した金額となります。

*5 2021年12月31日まで住宅取得等資金の場合は贈与者の年齢制限なし。

➡ P.51 をあわせてご確認ください。

<解約払戻金の受取りに際してかかる税金>

契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
源泉分離課税	所得税(一時所得) + 住民税

※一時所得の課税対象額=

{(解約払戻金) + (配当金*6)} - (一時払保険料*7) - (特別控除額50万円) × 1/2

特別控除額50万円は各々のご契約の解約払戻金額に対してではなく、
年間の一時所得合計額に対しての控除です。

*6 当保険には配当金はありません。

*7 生存給付金の受取りがあった場合は、一時払保険料から、既に受取った生存給付金に対する
必要経費合計額が差引きられます。

<死亡保険金の受取りに際してかかる税金>

税の種類
相続税



相続人でない孫等が死亡保険金を受取った場合、死亡保険金の非課税額を活用できないことに加え、
相続税が2割加算されます。また、死亡保険金と生存給付金を同一人が受取った場合、相続開始前3年
以内に受取った生存給付金は相続税の課税対象となります。

<外貨での保険料や生存給付金等の授受にかかる税法上の取扱い>

この保険の外貨での保険料や生存給付金等の授受にかかる税法上の取扱いは

円での生命保険契約と同じです。

以下の基準により指定通貨を円換算したうえで、円での生命保険契約と同様に取扱います。

科目	為替レート適用日*8	適用為替レート
保険料	日本生命が保険料を受領する日	最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)*9
生存給付金	生存給付金は円で支払われるため、円で受取った金額が基準となります。	
解約払戻金	解約払戻金計算基準日	【源泉分離課税となる場合】 最終対顧客電信買相場(TTB) 【所得税・住民税の対象となる場合】 最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
死亡保険金	被保険者が死亡した日	最終対顧客電信買相場(TTB)

*8 上記の適用日に為替相場がない場合には、同日前の最も近い日の為替相場によります。

*9 外貨入金特約を付加した場合、払込通貨の最終対顧客電信買相場仲値(TTM)となります。

※保険料は、円入金特約を付加した場合、円で払込んだ金額が基準となります。

また、生存給付金・解約払戻金・死亡保険金は、円支払特約を付加した場合、
円で受取った金額が基準となります。

9 現在のご契約を解約・減額して 新しいご契約のお申込みをする場合

- 解約・減額時の払戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。
- 解約・減額したご契約を元に戻すことはできません。
- 解約・減額した場合は、解約・減額をしなかった場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。
- 現在のご契約と同一保険料でも、新しいご契約の死亡保険金額等が少なくなる場合があります。
- 詐欺による取消の規定等について、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。
- 新しいご契約については、責任開始の日から3年以内の自殺の場合等には、死亡保険金をお支払いできない場合があります。

10 クーリング・オフ制度

ご契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除することができます。この場合、お払込みいただいた金額をお返しします。クーリング・オフ制度は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。郵便により、上記期間内(8日以内の消印有効)に、以下の事項を記載した書面をニッセイダイレクト事務センターまで送付ください。

記載事項

※黒ボールペンでご記入ください。

- 1 申込みを撤回もしくはご契約を解除する意思(理由の記載は任意)
- 2 申込番号
- 3 一時払保険料の金額
(円入金特約を付加した場合は円払込金額、外貨入金特約を付加した場合は払込通貨での払込金額)
- 4 取扱金融機関名・支店名(または、支社・営業部名、募集代理店名)
- 5 返金先口座(銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人)
- 6 書面作成日
- 7 申込者または契約者の住所・電話番号
- 8 申込者または契約者のお名前(自署)

(記入例) ※円入金特約を付加した場合

日本生命保険相互会社 行
 1 私は保険契約の申込みの撤回を行います。
 (理由)〇〇〇〇〇〇
 2 申込番号 ××××××××××
 3 円 払 金 額 ×,xxx,xxx円
 4 取扱金融機関 ○○銀行 ○○支店
 5 返金先口座 ○○銀行 ○○支店
 普通××××××
 口座名義人 〇〇〇〇
 6 20××年××月××日
 7 住所 ○○県○○市○○町×丁目
 ×番地×号
 電話番号 ××××-××-××××
 8 お名前 日生 太郎

郵送先

〒113-8661
 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート
 日本生命保険相互会社 ニッセイダイレクト事務センター(クーリング・オフ担当)

- クーリング・オフが適用された場合にお返しする通貨は、日本生命に保険料としてお払込みいただいた通貨となります。
- 円入金特約の付加有無により、クーリング・オフにともないお返しする通貨が異なります。(円入金特約を付加しない場合は、外貨でのお返しとなります。)

	保険料のお払込み時の通貨	クーリング・オフにともないお返しする通貨
円入金特約を付加する場合	円貨	円貨
円入金特約を付加しない場合	外貨*1	外貨*2

*1 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、金融機関代理店等所定の手数料が発生します。

また、お客様の口座から日本生命指定の金融機関口座へ送金を行うための、金融機関代理店等所定の手数料が発生することがあります。

*2 外貨で日本生命にお払込みをいただいた金額と同額をお返しします。

ただし、当初の資金が円貨の場合(金融機関代理店等で外貨に両替し、お払込みをいただいた場合)、外貨でのお返しとなるため、返金時の為替レートによっては、以下により、お返しする金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。

①円貨から外貨への両替にかかる金融機関代理店等所定の手数料

②外貨から円貨への両替にかかる金融機関代理店等所定の手数料

③為替差損(益)

11 無配当保険の特徴

この保険には、配当金はありません。また、この保険の契約者は、日本生命の運営に参加する社員とはなりません。

- 日本生命は相互会社です。相互会社は、剩余金の分配のない保険契約を除き、契約者が契約の当事者となると同時に社員(構成員)として会社の運営に参加するというものです。

- この保険は、剩余金の分配のない無配当保険ですので、定款の規定*によりこの保険の契約者は日本生命の社員とはなりません。

- この保険の契約者は、死亡保険金等の請求権等保険約款に定める保険契約に関する権利はありますが、総代の選出に関する権利、総代会の開催を要求する権利等の社員の権利はありません。なお、契約者の主な義務として、保険約款にもとづく保険料の払込義務等があります。

* 定款第6条第1項:当会社と保険契約を締結した者は、剩余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。

12 生命保険会社が経営破綻した場合等

保険会社の業務または財産の状況の変化により、死亡保険金額、生存給付金額等が削減されることがあります。

日本生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、死亡保険金額、生存給付金額等が削減されることがあります。

アフターサービスについて

ご契約後も安心してご継続いただけるよう、充実したアフターサービスを用意しております。

ご契約後に日本生命より郵送する書類

	定率プラス運用タイプ	定率のみタイプ
ご契約後	<p>①保険契約のお申込手続き完了のお知らせ (兼 初期暗証番号(仮パスワード)のお知らせ)</p> <p>発送時期 成立日 + 2営業日後以降</p> <p>送付先 契約者</p> <p>インターネットサービスをご利用いただけるようにするため、仮パスワードでインターネットサービスにご登録ください</p>	<p>ハガキ 見本</p>
	<p>②保険証券 等</p> <p>発送時期 契約日の翌営業日以降 (通常、お申込みから2週間程度)</p> <p>送付先 契約者</p>	<p>封筒 見本</p>
今年から わたくし場合	<p>契約日生存給付金お支払いのご案内</p> <p>発送時期 成立日の翌営業日以降</p> <p>送付先 生存給付金受取人</p>	<p>封筒 見本</p>
保険期間中	<p>③ご契約状況のお知らせ</p> <p>発送時期 年4回 (毎年の契約応当日とその3ヶ月ごとの応当日以降)</p> <p>送付先 契約者</p> <p>④生存給付金受取人設定状況のお知らせ</p> <p>発送時期 每年の契約応当日の3ヶ月前</p> <p>送付先 契約者</p> <p>※「ご契約状況のお知らせ」に同封</p>	<p>③ご契約内容のお知らせ</p> <p>発送時期 年1回 (契約応当日以降)</p> <p>送付先 契約者</p> <p>④生存給付金受取人設定状況のお知らせ</p> <p>発送時期 每年の契約応当日の3ヶ月前</p> <p>送付先 契約者</p>
	<p>⑤生存給付金お支払いのご案内</p> <p>発送時期 每年の契約応当日の2ヶ月前</p> <p>送付先 生存給付金受取人</p> <p>※生存給付金のお支払い後は、生存給付金受取人へお支払いの通知を送付します。</p>	
	<p>⑥決算のお知らせ</p> <p>発送時期 每年7月末</p> <p>送付先 契約者</p>	

※上記の他、契約者・生存給付金受取人に「マイナンバー申告書」を送付することがあります。

※これらのサービス・取扱条件・書類イメージは
2021年1月現在のものであり、将来変更される場合があります。

インターネットサービス

日本生命ホームページよりご登録いただくことで、
お客さまに役立つ各種サービスをご利用いただけます。



ご契約内容の照会

照会日時点の契約内容・運用状況を確認できます。
為替レートの確認等も行うことができます。

その他 各種お手続き

「生命保険料控除証明書の再発行」等、
その他の各種お手続きを行うことができます。

3:00～8:00は当サービスはご利用になれません。
なお、「生命保険料控除証明書の再発行」は上記に加え、
毎営業日15:00～15:30もシステムメンテナンスのため
お手続きいただけない時間帯があります。

※「生命保険料控除証明書の再発行」は、日本生命営業日の15:00までに
日本生命が受信できた請求を当日の受付とします。

お問合せ先はこちら



ニッセイダイレクト事務センター
名義変更(受取人変更、契約者変更、改姓・改名等)
のお手続き、保険証券の再発行、死亡保険金の
請求、解約のお手続き等をご利用いただけます。

0120-375-621 (通話料無料)

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00(祝日、12/31～1/3を除く)



<https://www.nissay.co.jp>

日本生命

検索

日本生命トップページ ⇒ 金融機関窓口販売商品のログイン
⇒ 専用サービスへアクセスしてください。

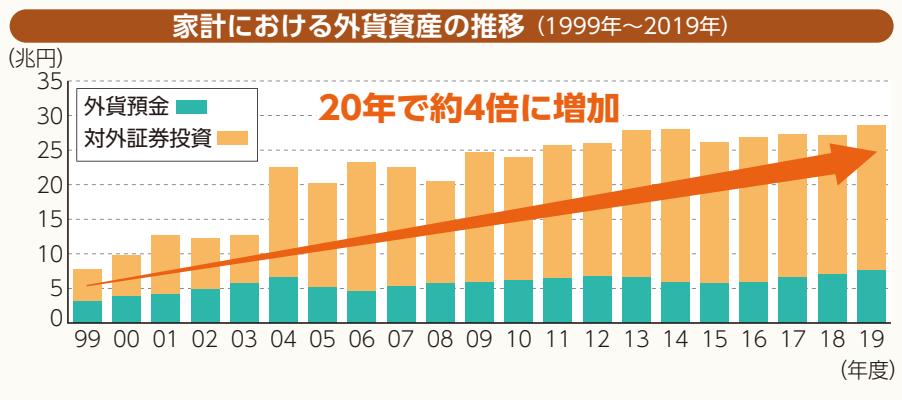
資料 外貨の魅力

外貨での運用は、特別なことではなくなりつつあります。

家計における外貨資産は、
20年で約4倍に増加しています。

グローバル化が進む中、家計の
外貨資産は徐々にふえ、外貨の保
有は特別なことではなくなりつつ
あります。

出典：日本銀行ホームページ「資金循環」



なぜ今、外貨なのでしょうか？

日本では、
長く低金利が続いています。

日本の金利は、金融政策上しばらく
低水準が続くことが想定される
ため、海外の金利が注目されてい
ます。

出典：各国中央銀行が公表している
利回りをもとに日本生命が作成

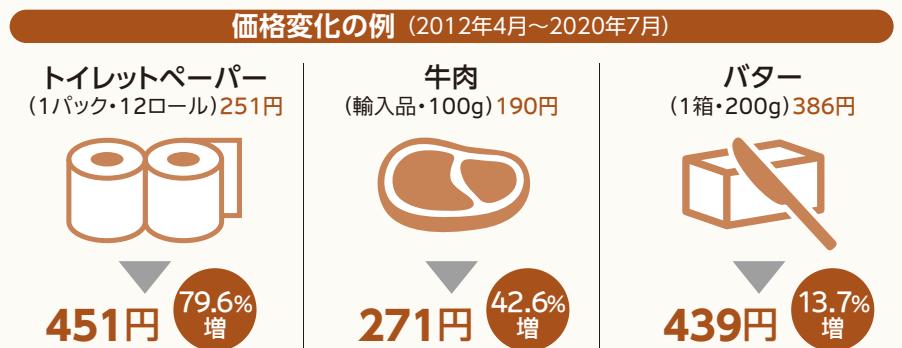


様々な品が値上がりし、
お金の価値の低下が心配です。

低金利が続く中でも、物価は上昇
傾向にあります。

物価が上がると、円資産のみでは、
保有資産が実質的に目減りしてし
まいます。

出典：総務省統計局「小売物価統計調査」
(主要品目の東京都区部小売価格)
※小数点第2位以下を切捨て



通貨の価値は、為替レートの
変動で常に上下しています。

外国為替は、世界中で日々休みなく
取引きされ、経済や政情等、様々な
要因が複雑に交錯しながら、
刻々と変化しています。

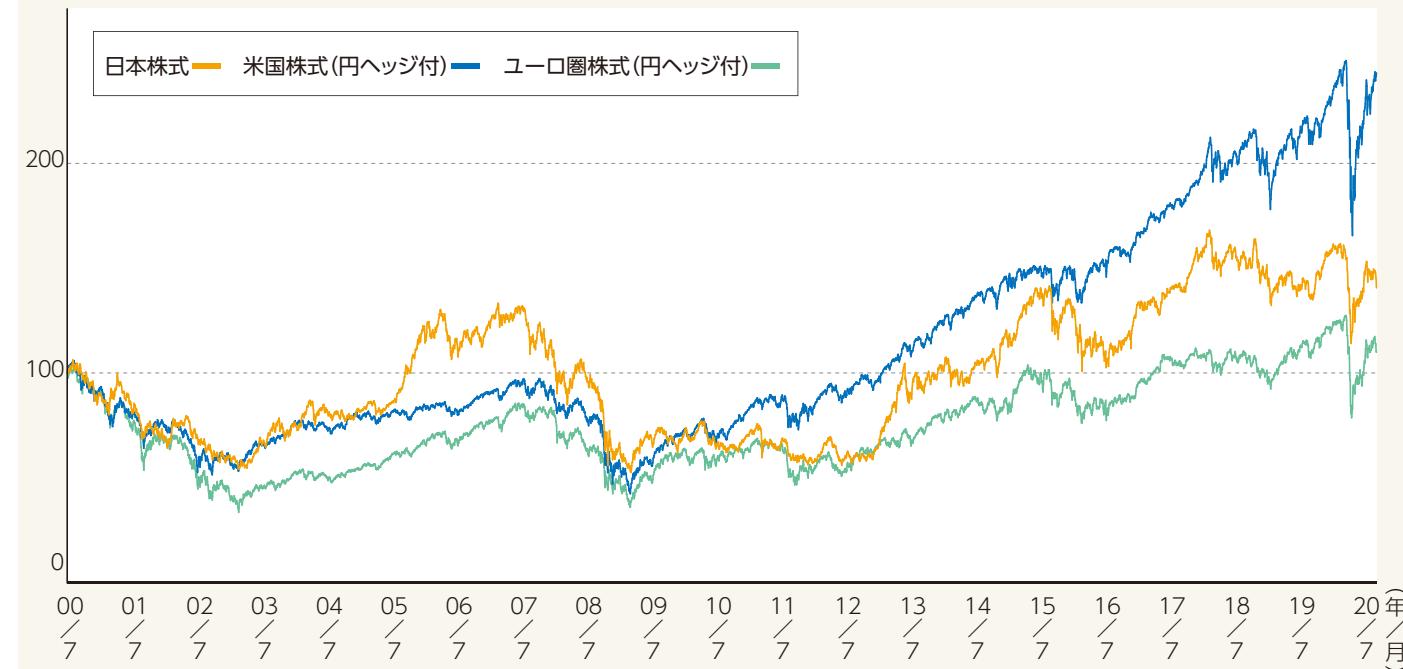
それにともない、円の実質的な価
値も常に変動しています。

出典：日本生命が指標として指定している
金融機関の公示値をもとに作成

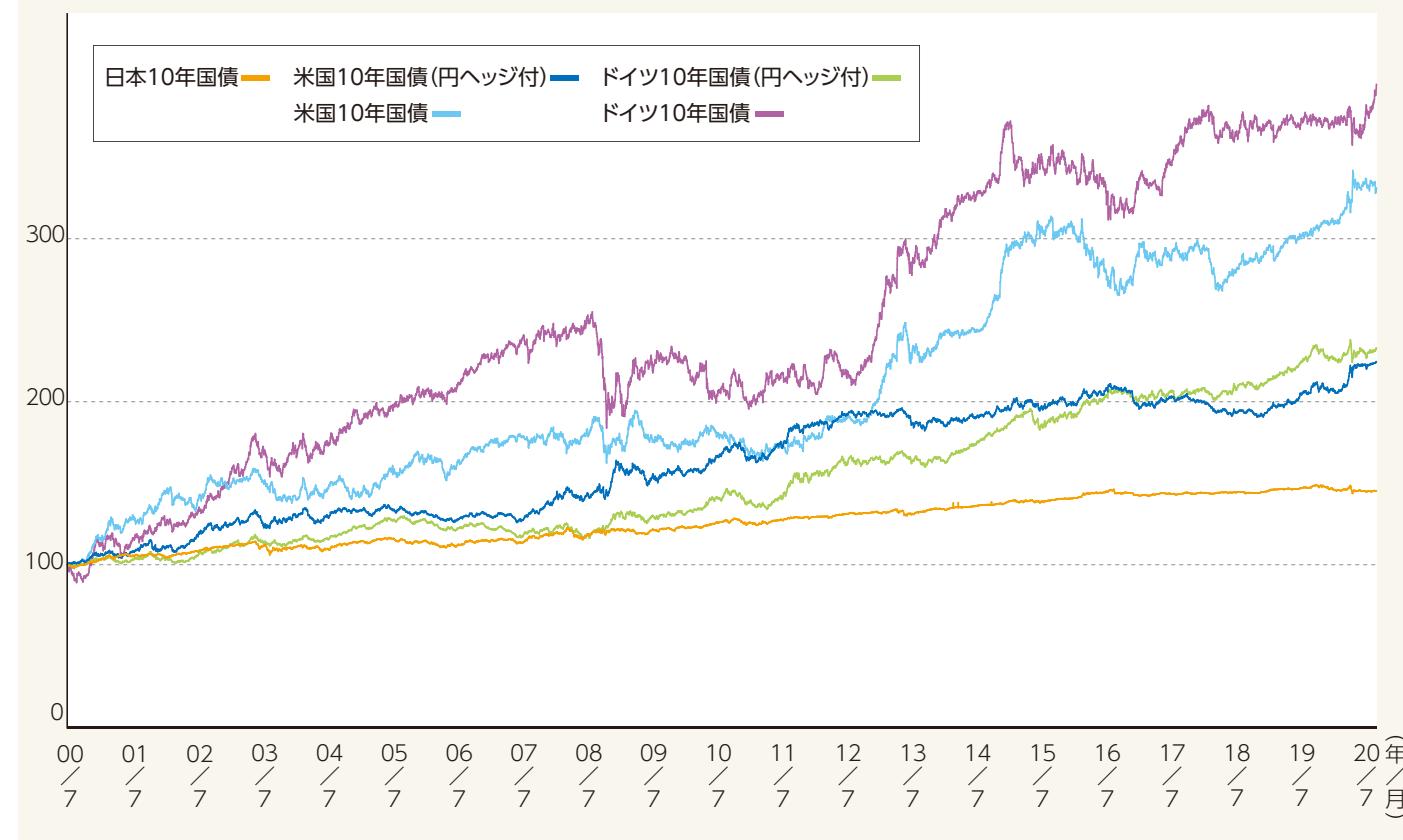


P.17-20「受取額シミュレーション」で 使用した市場環境データ

株式ポートフォリオの各資産のパフォーマンス(日本円) (2000年7月末~2020年7月末)



資産分散ポートフォリオの代表的な資産のパフォーマンス(日本円) (2000年7月末~2020年7月末)



贈与税(暦年課税)の計算方法

※贈与税の速算表を使って計算する場合

$$\text{贈与税額} = \left(\frac{\text{1年間の受贈財産の合計価額}}{\text{基礎控除 } 110\text{万円}} - 1 \right) \times \text{税率} - \text{控除額}$$

基礎控除110万円までは非課税

贈与税の速算表

20歳以上の者が直系尊属*から贈与を受けた場合		
基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	15%	10万円
400万円超 600万円以下	20%	30万円
600万円超 1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

*直系尊属とは、父母や祖父母、曾祖父母等、直接血がつながった上の世代のこと。

※税務に関する内容は、2020年11月現在の税制にもとづくもので、

将来変更されることがあります。

個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

ご参考 相続税と贈与税の「負担率」の比較

相続税の負担率*1【相続税額 ÷ 相続財産 × 100】

(税額の単位:万円／万円未満を四捨五入)

相続財産 (課税価格・ 基礎控除前) 単位:万円	配偶者がいる場合						配偶者がいない場合					
	子ども1人		子ども2人		子ども3人		子ども1人		子ども2人		子ども3人	
	相続税額	負担率	相続税額	負担率	相続税額	負担率	相続税額	負担率	相続税額	負担率	相続税額	負担率
5,000	40	0.8%	10	0.2%	0	0.0%	160	3.2%	80	1.6%	20	0.4%
6,000	90	1.5%	60	1.0%	30	0.5%	310	5.2%	180	3.0%	120	2.0%
7,000	160	2.3%	113	1.6%	80	1.1%	480	6.9%	320	4.6%	220	3.1%
8,000	235	2.9%	175	2.2%	138	1.7%	680	8.5%	470	5.9%	330	4.1%
9,000	310	3.4%	240	2.7%	200	2.2%	920	10.2%	620	6.9%	480	5.3%
10,000	385	3.9%	315	3.2%	263	2.6%	1,220	12.2%	770	7.7%	630	6.3%
15,000	920	6.1%	748	5.0%	665	4.4%	2,860	19.1%	1,840	12.3%	1,440	9.6%
20,000	1,670	8.4%	1,350	6.8%	1,218	6.1%	4,860	24.3%	3,340	16.7%	2,460	12.3%
25,000	2,460	9.8%	1,985	7.9%	1,800	7.2%	6,930	27.7%	4,920	19.7%	3,960	15.8%
30,000	3,460	11.5%	2,860	9.5%	2,540	8.5%	9,180	30.6%	6,920	23.1%	5,460	18.2%
40,000	5,460	13.7%	4,610	11.5%	4,155	10.4%	14,000	35.0%	10,920	27.3%	8,980	22.5%
60,000	9,855	16.4%	8,680	14.5%	7,838	13.1%	24,000	40.0%	19,710	32.9%	16,980	28.3%
80,000	14,750	18.4%	13,120	16.4%	12,135	15.2%	34,820	43.5%	29,500	36.9%	25,740	32.2%
100,000	19,750	19.8%	17,810	17.8%	16,635	16.6%	45,820	45.8%	39,500	39.5%	35,000	35.0%
200,000	46,645	23.3%	43,440	21.7%	41,183	20.6%	100,820	50.4%	93,290	46.6%	85,760	42.9%

*1 法定相続人が法定相続分を相続し、配偶者の税額軽減を適用した場合の相続税額を相続財産(課税価格・基礎控除前)で割った率(小数点第2位を四捨五入)。子どもはすべて成人とし、孫との養子縁組はないものとします。

贈与税の負担率*2【贈与税額 ÷ 贈与財産 × 100】

20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合

A	B	C	D
贈与金額(A) (基礎控除前) 単位:万円	贈与税額 (B) 単位:万円	負担率 (B/A)	手取額 (A-B) 単位:万円
100	0.0	0.0%	100.0
110	0.0	0.0%	110.0
120	1.0	0.8%	119.0
140	3.0	2.1%	137.0
160	5.0	3.1%	155.0
180	7.0	3.9%	173.0
200	9.0	4.5%	191.0
300	19.0	6.3%	281.0
400	33.5	8.4%	366.5
600	68.0	11.3%	532.0
800	117.0	14.6%	683.0
1,000	177.0	17.7%	823.0

*2 贈与税額を贈与財産(基礎控除前)で割った率(小数点第2位を四捨五入)。

「負担率を比較する」とは?

- ①まず、上の「相続税の負担率」の表で「相続財産」と「配偶者の有無・子どもの人数」に応じた「相続税の負担率」を確認します。
- ②次に、下の「贈与税の負担率」の表で贈与金額に応じた「贈与税の負担率」を確認します。
- ③「相続税の負担率(相続財産に対する相続税の負担割合)」よりも低い「贈与税の負担率(贈与金額に対する贈与税の負担割合)」の贈与金額で贈与を行う場合は、贈与税の負担の方が低いことになります。

※贈与を重ねていくと、相続財産の価額が減少し、相続税の負担率が下がることになります。

当資料は2020年11月現在の税制・関係法令等にもとづき税務の取扱い等について記載しております。今後税務の取扱い等が変わることがありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。なお、個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

円受取の目標額(円建目標 生存給付金額)の設定可能範囲

以下の計算式で求められる金額の範囲で指定・変更いただけます。※1万円単位となるよう所定の方式で端数処理を実施

円で入金した場合 円払込金額 ÷ 生存給付金支払回数 × 20~130%

早見表：円で入金の場合

〈契約日贈与特則を適用した場合〉

円払込 金額	保険期間									
	5年		10年		15年		20年		30年	
	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限
300万円	10万円	65万円	6万円	35万円	4万円	23万円	3万円	18万円	2万円	11万円
500万円	17万円	107万円	9万円	58万円	7万円	40万円	5万円	29万円	4万円	20万円
700万円	24万円	150万円	13万円	81万円	9万円	55万円	7万円	42万円	5万円	28万円
1,000万円	34万円	215万円	18万円	117万円	13万円	80万円	10万円	61万円	7万円	41万円
1,100万円	37万円	237万円	20万円	130万円	14万円	88万円	11万円	67万円	7万円	45万円
1,200万円	40万円	260万円	22万円	141万円	15万円	97万円	12万円	74万円	8万円	49万円
1,500万円	50万円	325万円	28万円	176万円	19万円	120万円	15万円	92万円	10万円	62万円
1,600万円	54万円	345万円	29万円	188万円	20万円	130万円	16万円	98万円	11万円	66万円
2,000万円	67万円	432万円	37万円	235万円	25万円	162万円	19万円	123万円	13万円	83万円
3,000万円	100万円	650万円	55万円	353万円	38万円	243万円	29万円	184万円	20万円	124万円

〈契約日贈与特則を適用しない場合〉

円払込 金額	保険期間									
	5年		10年		15年		20年		30年	
	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限
300万円	12万円	78万円	6万円	39万円	4万円	26万円	3万円	19万円	2万円	13万円
500万円	20万円	130万円	10万円	65万円	7万円	42万円	5万円	32万円	4万円	20万円
700万円	28万円	182万円	14万円	91万円	10万円	59万円	7万円	45万円	5万円	29万円
1,000万円	40万円	260万円	20万円	130万円	14万円	85万円	10万円	65万円	7万円	42万円
1,100万円	44万円	286万円	22万円	143万円	15万円	94万円	11万円	71万円	8万円	46万円
1,200万円	48万円	312万円	24万円	156万円	16万円	104万円	12万円	78万円	8万円	52万円
1,500万円	60万円	390万円	30万円	195万円	20万円	130万円	15万円	97万円	10万円	65万円
1,600万円	64万円	416万円	32万円	208万円	22万円	137万円	16万円	104万円	11万円	68万円
2,000万円	80万円	520万円	40万円	260万円	27万円	172万円	20万円	130万円	14万円	85万円
3,000万円	120万円	780万円	60万円	390万円	40万円	260万円	30万円	195万円	20万円	130万円

外貨で入金した場合 基本保険金額 ÷ 生存給付金支払回数 × 着金日*1*2の為替レート × 20~130%*3

*1一時払保険料相当額を日本生命が受取った日(責任開始の日)となります。

*2適用日に為替レートが公表されない場合は、次の公表される日が適用日となります。

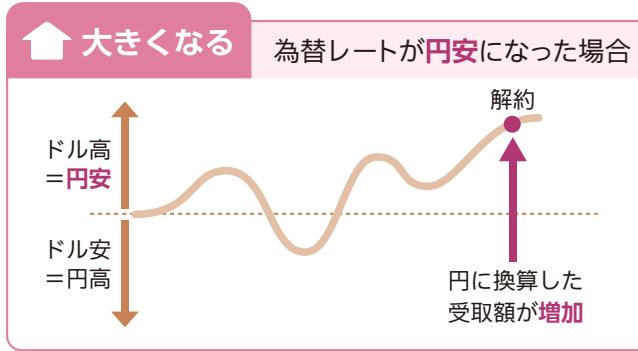
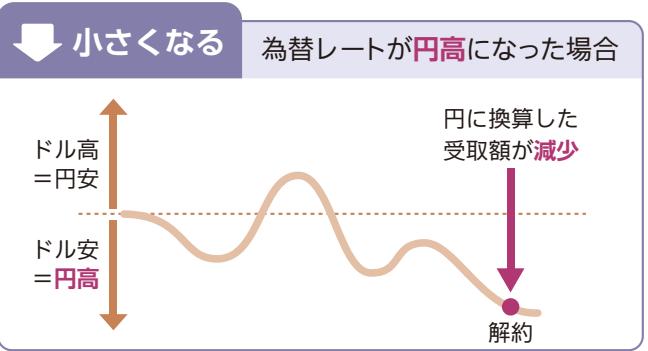
*3申込時点の設定可能範囲については、提案書をご確認ください。

解約時の受取額の変動について

以下の4つの要素の影響を受けて変動します。

①円で受取る場合、「為替レート」の影響

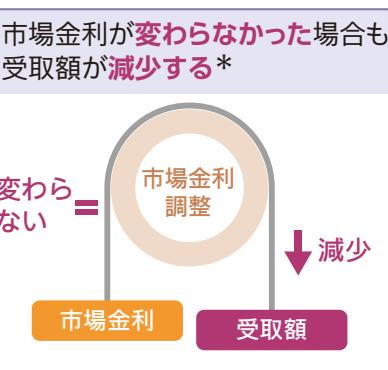
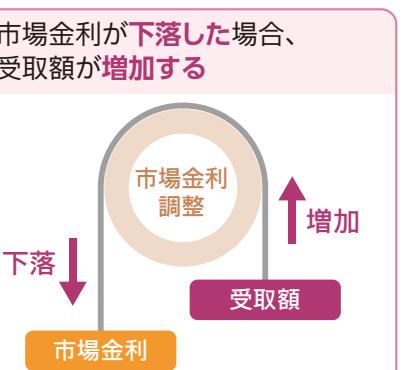
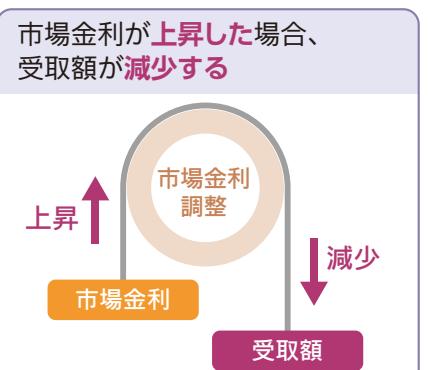
受取額は、契約日よりも解約日の為替レートが円高になれば減少し、円安になれば増加します。



②「市場金利」の影響(市場金利調整)

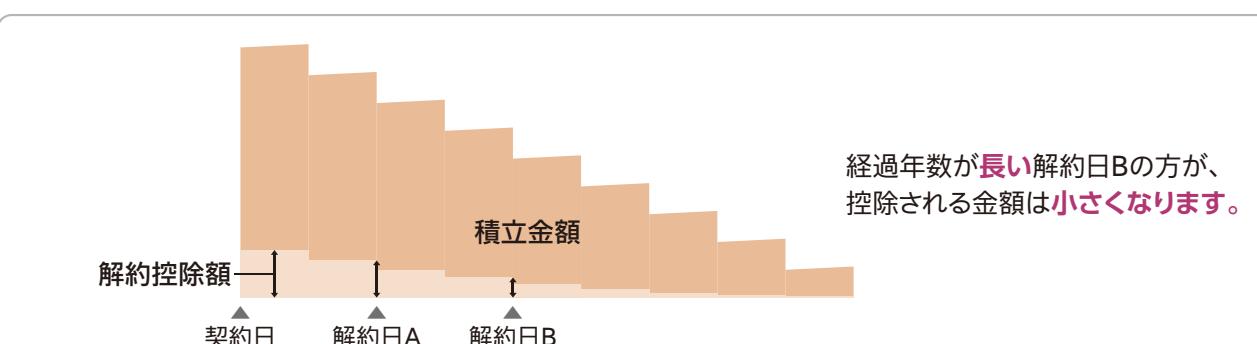
受取額は、契約日よりも解約日の市場金利が上昇すれば減少し、下落すれば増加します。

なお、契約日と解約日の市場金利が変わらなかった場合も、受取額は減少します。



③「解約日までの期間」の影響

受取額は、契約日から解約日までの期間が短いほど小さくなり、長いほど大きくなります。



④「運用実績運動部分の運用実績」の影響

受取額は、運用実績運動部分の積立金額が増加するほど大きくなり、減少するほど小さくなります。

※「定率のみタイプ」の場合は影響を受けません。

※①については、詳細はP.37-38をご確認ください。

※④については、詳細はP.38をご確認ください。

※②③については、当保険特有の算式により解約払戻金額(指定通貨)が計算されます。詳細はP.30をご確認ください。

MEMO

MEMO

商品パンフレット

契約概要

注意喚起情報

アフターサービス

資料・早見表

「外貨建生命保険」の よくあるご質問集

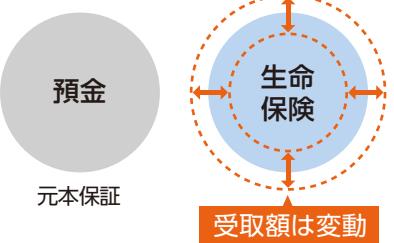


金融機関等で販売しているから、
預金みたいなものだよね。

いいえ。この商品は、日本生命の生命保険です。

預金とは異なり、
元本割れすることがあります。

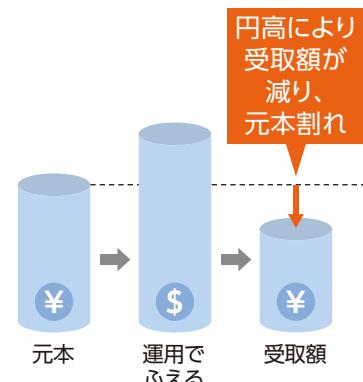
生命保険には、預金のような元本保証
はありません。受取額は為替レートの
影響を受けて変動し、元本割れするこ
とがあります。



長く契約していればふえていくから、
元本割れしないわね。

いいえ。為替変動により、
円での受取額が元本割れする
可能性があります。

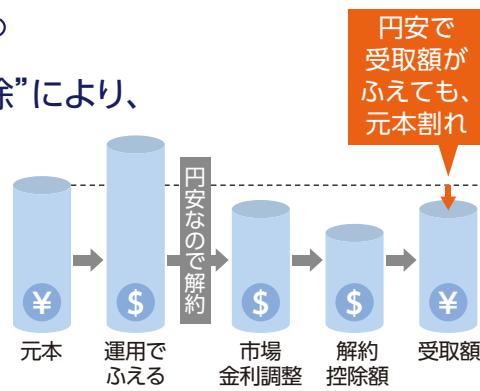
円でお受取りの際は、指定通貨から円に両替し
ます。そのときの為替レートがご契約時より大
幅に円高だと、運用でふえた分が帳消しになり、
損失が生じることがあります。また、その他以下の
“調整”“控除”による影響を受けます。



解約しても、円安のときなら
元本割れしないよね。

いいえ。“調整”や“控除”により、
円安時の解約でも元本
割れすることがあります。

解約時には「市場金利調整」や「解
約控除」が適用されます。そのため、円安のときには解約しても、これ
ら“調整”“控除”により、損失が生じ
ことがあります。



より理解を深めるために
ぜひ、ご視聴ください→

外貨建生命保険 なるほど動画



商品仕様 早見表

項目	タイプ	定率プラス運用タイプ	定率のみタイプ	参照ページ
被保険者			契約者本人	P.33
告知			なし	—
払込方法			一時払のみ(日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)	P.32
入金通貨	米ドル	3万米ドル～7億円相当額	※1米ドル単位	P.32
	豪ドル	3万豪ドル～7億円相当額	※1豪ドル単位	
	円	300万円～7億円	※10万円単位	
保険期間中の増額・減額			取扱いなし	P.32
指定通貨			米ドルまたは豪ドル	P.27
生存給付金の受取通貨			円	P.28-29
契約者(被保険者)の年齢別、 設定可能な保険期間	保険期間 満年齢	5年 [定率のみタイプのみ]	10年	15年
	15～75歳	◎	◎	◎
	76～80歳	◎	◎	◎
	81～85歳	◎	◎	×
	86～90歳	◎	×	×
生存給付金の着金予定日	保険期間中は契約応当日の2営業日後、 保険期間満了時は満了日の3営業日後を目途に着金 ※契約日生存給付金の着金予定日については、P.9-10をご確認ください。			—
				—
生存給付金の据置			不可	—
円受取の目標額の 設定可能範囲	円入金の場合: 円払込額÷生存給付金支払回数×20～130%			P.53
	外貨入金の場合: 基本保険金額÷生存給付金支払回数×着金日の為替レート×20～130%			
保険期間中の 円受取の目標額の変更			可	P.24
生存給付金受取人	契約者の配偶者または3親等内の親族 ※ご契約後に生存給付金受取人を契約者に変更することができます。 ただし、契約日生存給付金の受取人に契約者本人は指定できません。			P.33
保険期間中の 生存給付金受取人の変更			可	P.24
死亡保険金受取人	契約者の配偶者または3親等内の親族 ※保険期間中に変更可能			P.33
指定代理請求人	指定可(1名)			P.33
解約時の取扱い	解約払戻金が支払われます。			P.30
契約者(被保険者)死亡時の 取扱い	契約は消滅し、死亡保険金が支払われます。			P.30
特約・特則	円入金特約・外貨入金特約・ 円支払特約・ 円建目標生存給付金額指定特約・ 契約日贈与特則	円入金特約・外貨入金特約・ 円支払特約・ 円建目標生存給付金額指定特約・ 契約日贈与特則・ 特別定期保険(定率のみ型)とする特約		P.31
為替レートの適用日		日本生命所定の日		P.31
ご負担 いただく費用	契約時	なし		—
	保険期間中	日本生命所定の費用		P.39-40
税金の取扱い	保険料	一般生命保険料控除の対象		P.43-44
	生存給付金	贈与税 ※契約者=生存給付金受取人の場合は所得税(雑所得)+住民税		
	解約払戻金	所得税(一時所得)+住民税 ※保険期間5年、または5年以内に解約の場合は源泉分離課税		
	死亡保険金	相続税		

※上記内容は通貨・金利環境等により、将来変更される場合があります。